

## 予算特別委員会（第2日）会議録

開催日時 令和6年3月8日（金）午前10時00分～午後3時22分  
会場 高浜市議場

### 1. 出席者

1番 橋本 友樹、 2番 荒川 義孝、 3番 神谷 直子、  
5番 野々山 啓、 6番 今原ゆかり、 8番 岡田 公作、  
10番 北川 広人、 11番 鈴木 勝彦、 12番 柴口 征寛、  
13番 倉田 利奈、 14番 黒川 美克  
オブザーバー  
議長（4番）杉浦 康憲

### 2. 欠席者

7番 福岡 里香

### 3. 傍聴者

9番 長谷川広昌  
一般3名

### 4. 説明のため出席した者

市長、副市長、教育長  
企画部長、総合政策GL、秘書人事GL、ICT推進GL、  
総務部長、行政GL、行政G主幹、財務GL、  
市民部長、市民窓口GL、経済環境GL、税務GL、  
福祉部長、地域福祉GL、健康推進GL、介護障がいGL、  
福祉まるごと相談GL、  
こども未来部長、こども育成GL、文化スポーツGL、

都市政策部長、土木G L、都市計画G L、防災防犯G L、  
上下水道G L、  
学校経営G L、学校経営G 主幹、  
会計管理者、  
監査委員事務局長

#### 5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記 1 名

#### 6. 付託案件

議案第 24 号 令和 6 年度高浜市一般会計予算  
議案第 25 号 令和 6 年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算  
議案第 26 号 令和 6 年度高浜市土地取得費特別会計予算  
議案第 27 号 令和 6 年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算  
議案第 28 号 令和 6 年度高浜市介護保険特別会計予算  
議案第 29 号 令和 6 年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算  
議案第 30 号 令和 6 年度高浜市水道事業会計予算  
議案第 31 号 令和 6 年度高浜市下水道事業会計予算

#### 7. 会議経過

##### 委員長挨拶

委員長 本日、委員会の傍聴の申出がありましたので、高浜市議会委員会  
条例第 19 条第 1 項の規定により、傍聴を許可しましたので御了承願います。

ただいまの出席委員は多数であります。

よって、本委員会は成立いたしましたので、これより会議を開きます。

昨日もお伝えしましたが、数点、注意事項を申し上げます。

委員会の円滑な運営のため、質疑については、二、三問程度にまとめて簡潔に行っていただくとともに、質疑の重複は避け、発言は議題の範囲を超えないようお願いいたします。

発言する際には、忘れずにマイクのボタンを押してから発言していただき、発言が終わりましたら消していただくようお願いいたします。

また、質疑に当たりましては、予算書等のページ数、質疑の趣旨や内容を明確に御説明いただきますようお願いいたします。

当局におかれましては、同様に予算書のページ数を示した上、答弁をお願いいたします。

なお、質疑においては、着席のままで結構です。

本日は、一般会計歳出の5款より逐次審査をお願いいたします。

ここで当局より発言を求められておりますので、これを許可します。

答（経済環境） 昨日の5番委員の御質問についてお答えをさせていただきます。

予算書の174、175ページの4款衛生費、2項清掃費、1目ごみ処理・リサイクル推進費のうち、動物死体処理清掃業務委託料の動物の死体に関する御質問でございますが、令和6年1月末現在でお答えをさせていただきます。

件数につきましては、129件、種類としては、猫、鳩、カラスなどがございます。過年度の増減といたしましては、過去3年間で見ますと、ほぼ横ばいの傾向となっております。

## 5款 労働費

委員長 質疑を行います。

問（13） 5款1項2目労働対策推進費の労働対策推進事業の移住定住就業支援事業補助金なんですけど、昨年と同様100万円が計上されております。

東京から移住された2人以上の世帯ということで、これまで実績があるのかどうか。それから、今年度、再度計上された理由についてもお聞かせください。

答（経済環境） まず、1点目の実績でございますが、実績につきましてはこれまではございません。

2点目の質問でございますが、本制度は本市への移住であったり、定住、また就業促進の施策でございますので、引き続き、促してまいりたいと考えております。

問（13） 今、促してまいりたいってことなんですけど、これまでどのようにそういった周知されてきたのか、今後の周知についても教えてください。

答（経済環境） これまでの周知方法の御質問でございますが、周知につきましてはホームページ等で広く周知してございます。今後につきましてもホームページで周知することを考えておりますが、今後ほかの方法も検討していきたいと考えております。

委員長 ほかに。

## 質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、5款の質疑を打ち切ります。

## 6 款 農林水産業費

委員長 質疑を行います。

問（5） 予算書の180、181ページ、6款1項4目の有害鳥獣駆除業務委託料ですが、近年の有害鳥獣の種類での件数と年間の処理件数の増減について予算計上につながっているかについてお聞かせください。

答（経済環境） 有害鳥獣の関係の業務委託料の実績等の御質問ござい

ますが、令和4年度の実績でお答えさせていただきますと、カラスで36羽、アライグマで3頭確保をしております。近年横並びの状況と把握しております。

問（13） 6款1項3目の農業基盤整備費の多面的機能支払推進業務委託料、それから農水路等維持・補修業務委託料、これ両委託料とも増額をされております。増額理由、それから令和6年度の内容、それから入札するのかどうか、そのあたりについてもお聞かせください。

答（土木） 多面的機能支払業務委託料ということで、増額理由につきましては、2年に1回、水土里情報システムに補修歴の図面を反映させるための業務が増えるということで、内容的には活動組織への指導助言、現地確認計画の策定及び現地の記録、写真撮影、書類の整理の仕方などの整理審査をする委託となっております。

こちらにつきましては、入札ではなく土地改良団体連合会のほうに委託しております。

続きまして、農水路等維持・補修業務委託料、こちらの増額につきましては人件費の増ということで、排水路の草刈りしゅんせつ等の作業量の増によるものでございます。内容といたしましては、農道と農道の路肩、あと農地の市有地の草刈り業務、舗装の穴埋め、側溝しゅんせつ、水路の維持管理に要する軽易な作業を行っております。

こちらについては、一者随契で高浜市総合サービスさんで行う予定をしております。

問（13） 今、一者随契と言われたので、随契理由について教えてください。

それから、同ページの工事請負費の農業施設維持補修工事費、これの令和6年度の工事内容についても教えてください。

答（土木） 農水路維持補修工事ということで、根拠法令は地方自治法施行令第167条の2第1項7号ということでございます。

あと6年度の工事の内容でございますが、農道の舗装補修、あと畦畔崩

れの補修、農業用排水路の補修を予定しております。

問（13） 同ページ、2、明治用水中井筋の改修事業なんですけど、これ負担金のほうが大分減って約半分に減ってるんですけど、今後これ負担金はどうなっていくのか、減った理由についてもお聞かせいただきたいのと。

次ページ 182 ページ、183 ページの4目の1、地域農政総合推進事業の農村生活アドバイザー活動費補助基金、それから経営所得安定対策推進事業費補助金。こちらの事業の内容と成果についてお聞かせください。

答（土木） 明治用水改修事業等の負担金の減額の理由につきましては、今年度でかんがい排水事業中井筋の事業が完了いたしましたことによるものです。残りにつきましては、水環境整備事業、中井筋2期地区という事業がございまして、そちらのほうの負担金となっております。

今後につきましては、中井筋2期水環境整備事業の完了まではかかってくると思います。

答（経済環境） まず、農村生活アドバイザー活動費補助金の内容でございしますが、こちらのほうにつきましては、このアドバイザーに就任していただいた農業者4名の方が活動しておりまして、こちらの成果ということでございしますが、この方々の活動によって地産地消が推進されたと把握しております。

あと、経営所得の補助金でございしますが、こちらのほうにつきましては、農業者の所得の安定に向けて本市のほうから地域再生協議会という協議会に活動資金ということで補助金を交付するものでございまして、こちらの協議会のほうで高浜市の農業政策、麦であったり水田だとかの様々なその手続支援を行ってございまして、こちらの支援につながったと把握しております。

問（11） 同じく、明治用水中井筋改修工事でありますけれども、この工事は高浜市は下流になっておりますので、上部からのいろいろ増水、あるいは田んぼの開発、保水という意味で大変、東海豪雨のときでも、かなり水がオーバーフローして浸水被害があったんですけども、こういうことに

よって公助を進めることによって、今までバイパスをつくったりして、下部のほうに浸水被害がなくなっただと感じておりますけども、そういう工事を進めてきたということによろしいでしょうか。

答（土木） 今、御質問がありました、農地だけではなく、今、中井筋におきましては市街地等の流入もございます。そちらの部分も含めて改修が終わりましたので、浸水等の対策の整備ということで考えております。

意（11） 高浜市にとっては重要な用地でありますので、あるいは、その反面、洪水が起きるとオーバーフローして浸水被害があったという事例があって、いろいろ改修工事を進めていただきました。

そのおかげで、今のところそういう被害もなく、非常に住民の方も安心して過ごされているようですので、今後、この中井筋の改修工事、あるいは草刈り、維持管理、今後ともしっかりと進めていただくことが住民の安心につながると思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、6款の質疑を打ち切ります。

7款 商工費

委員長 質疑を行います。

問（8） 185 ページ、7款1項2目、高浜市商工会事業費補助金についてお伺ひいたします。令和6年度予算において、令和5年度と比較し増額されておりますが、その理由をお聞かせください。

答（経済環境） 現在、高浜市商工会では市内の事業者に対して経営改善のための指導や支援、また市内で新たに創業する事業者に対する経営指導などの事業を実施しております。

令和6年度、来年度におきましても、市内事業者への経営改善であったり経営指導に力を入れていくというふうになってございます。

そのほかにも、市内の事業者へのCO<sub>2</sub>排出量の削減をはじめとする本市が本年度策定する環境基本計画に掲げる事業者への取組を促す活動のほうも行っていただくと伺っております。

そのため、予算が前年度に比べ増額してございます。

問（1） それでは、予算書187ページ、1項4目コミュニティ交通、主要・新規事業ナンバー14になると思います。

コミュニティバス運行事業については、私ども市政クラブでは何度も一般質問で聞いてまいりましたが、今回、このデマンドバスが導入、実証運行に入るということで、少しお聞きします。

デマンドバスの運行に対しては、目的地まで乗って降りるとこまでの所要時間とか停留所でどのぐらい待っているのかというような待ち時間について、まずどのように考えているのか。

それと、刈谷線、刈総へ行くやつなんですけど、これは従来どおり残すということなんですけれども、今度新しく導入するデマンドバスとの連携、接続とかについてはどのように考えているのか。

また、実証運行というのが始まるということで、OD調査やパーソントリップ調査というのは実証運行の間に行うということですが、本運行になった場合、どのようにつなげていくのか、それをまずお聞かせください。

答（市民部） 目的地までの所要時間ということでございますが、業者に聞きますと1時間で最大12名運べるというようなことをお聞きしておりますので、5分程度からもう少しかかるか10分程度かかるかなという、その予約の申込状況によって距離がちょっと分からないところもありますが、一応5分から10分ぐらいの所要時間、目的地までの所要時間ですね。

待ち時間という点では、5分ぐらい前に停留所のほうへお越しく下さいというふうな御案内をしていきますので、5分ぐらい前までにそこへ到着しておるとバスが来るというようなものでございます。

刈谷線との連携ということですが、近くの停留所からちょっとデマンドバスの場合は到着時間が見込めないということですが、ちょっと早めに予約をしていただいで直行でここへ来れるものですから便利さは増しますが、デマンドですから時間が確約できないというデメリットもございます。それは利用状況に応じて、それぞれの利用者が判断されていくんだろうというふうに考えております。

あと最後の御質問のところ、ちょっと私、意味といいますか、ODとかそういうところはちょっと詳しくないものですから、ちょっともう1回教えていただければと思います。

問（1） 要するに、始点から終点まで人がどのような目的で、またどのくらい乗るかとか、そういった人の動きの調査をすると思うんですが、そういった調査をもちろんされると思います。それをされた後、その調査の結果をどのように本運行につなげていくのかということをお聞かせください。

答（市民部） 今回のデマンドバスにつきましては、データが確実にとれていきますので、どこに乗降されるのか、そういうデータも含めて、地域公共交通会議で、まず実証を1年間やりますので、その中から見えてきたことはデータの的にも捉えてよりよい利便性の高いものにつなげていきたいというふうに考えております。

問（1） しっかり調査していただきたいと思います。

それで、今回、デマンドバスに変わるということで運行方法も大きく変わるということですが、市民の皆さんに見える形で親しまれるような、例えばバスにラッピングなんかをしてイメージを一新してアピールしてはどうかと思うんですが、今回のバスのラッピングとかについてはどのように考えているのか、また、もし考えていて今回の予算に入っているようであればその金額を教えてください。

それと、全国的にも近年、公共交通についてはデマンドバスやライドシェア、また自動運転など大きな変化が見られております。こういう政策が

国全体でも進む中で、こういったことに後押しするような補助制度とかもあるとは思いますが、本事業において、今後こういった補助金を申請し、財政負担を減らしていこうというような考えがあるのかお聞かせください。

答（市民部） まずラッピングの件でございますが、ラッピングは一新します。ラッピングのデザインにつきましては、教育委員会と調整させていただき、両中学校に1台ずつラッピングのデザインをお願いしていきたいというふうに考えております。ラッピングにかかる経費としては、現状のラッピングの剥離、新規のラッピングの施工に100万円、デザインのデータ加工料として50万円程度を計上しているところでございます。

次に、補助金の話でございますが、先般、国土交通省から来年度の補助要綱が示されております。共創モデル実証運行事業、地域と共に、事業者と共につくると、デジタルを活用すると、こういった条件に我々の補助事業はぴったり当てはまりますので、しかも、補助率も500万円までは10分の10、500万円を超える部分は3分の2という高額となっておりますので、ぜひ申請して財政負担の軽減に努めていきたいというふうに考えております。

問（3） 185ページの商工費の7款2項2目の企業誘致の補助金。この補助金の性質と、どこにどの企業が入る予定なのか教えてください。

答（都市計画） この補助金、企業再投資補助金でよろしかったですでしょうか。愛知県とともに企業等の流出防止や雇用の拡大、企業基盤の強化を図るものとしまして、一定の要件を満たす製造業を営む企業の再投資に係る設備投資に対して補助金を交付するものでございます。今年度につきまして枠取り予算とさせていただいております。

問（12） 先ほど予算書187ページの7款1項4目コミュニティバス運行事業に関しまして、主要・新規事業ナンバー14にもありますけれども、実証運行でより多くの人に利用していただくためにも広報活動は重要になってくると思います。事業実施スケジュールに住民説明会、広報等による周

知とありますけれども、住民への周知をどのようにお考えなのか、お願いいたします。

答（市民部） この事業は住民の皆さんへの周知は大変重要なところでございます。これは各種会合等々へ出かけていって、まち協に限らず、いろんなところで出かけていって福祉部局等々の協力も得ながら、その都度、その都度説明していくということを重ねていきたいということと、ポスター及び広報等、あと事業所との連携も考えておりますので、そこへのいろんなチラシだとかそういうものを設置して周知していきたいというふうに考えております。

答（都市計画） 先ほどちょっと答弁漏れがございまして、補助金のうち上の企業誘致等に関する奨励金でございしますが、こちらにつきましては、企業誘致の促進、設備の充実、雇用機会の拡大を目的といたしまして、工場の新設や増設、設備投資を行う事業者に対しまして奨励金を交付するものでございます。

来年度につきまして、一応2社見込みがございしますので、そのほうを予算計上させていただいております。

問（13） 184、185 ページの2目、先ほどの企業誘致の下とこの企業再投資促進補助金、これいきなり1,000円に大幅な減額をされてるんですけど、この理由についてお聞かせいただきたいのと。

次の10、SBP活動推進事業についてお聞かせください。昨年より増額になってるんですよね。増額をした理由。それから来年度の事業目的についてお聞かせいただきたいのと。あと多分職員が関わってるんですけどその職員については見えない経費みたいになってると思うんですけど、どれぐらいを予定されているのかについてお聞かせください。

答（都市計画） 185 ページ、企業再投資促進補助金でございしますが、今年度は対象の事業者がございましたので計上させていただいておりますが、来年度につきましては、対象の企業はないものですから、1,000円の枠取りとさせていただいたものでございます。

答（経済環境） S B P活動推進事業でございますが、燃料費の予算が増加してございます。その理由でございますが、この燃料費につきましては、過去の実績をもとに算出のほうをしてございますが、やはり活動機会が増えたことに伴う増額でございます。

続きまして、来年度の事業の御質問でございますが、こちらのほう来年度につきましては県内外での出展であったり、あと、全国高校生S B P交流フェアのほうにも出展をする予定もしてございます。

あと、それ以外の全国からの出展の依頼であったり、あと、焼き型の製作だとか、そういうような要望に応じた活動も実施していく予定でございます。

続きまして、職員が関わっているというところでございますけれども、やはりこちらの事業におきまして、職員も高浜高校生の活動のサポートであったり、地域への橋渡し役であったり、そういうような活動をしてございます。その上で費用といたしましては、例えば今言った活動する上での車を運転する上での燃料費であったり、あと、出張する上での特別旅費、そういうような費用を予定させていただいてございます。

問（13） 先ほどの企業再投資促進補助金なんですけど、これ対象企業が今年度ないって理由はどのような理由なのかっていうところと。

あと今のS B Pなんですけど、今年度、たしかシーホースさんに委託をされてるってことなんですけど、来年度はどのような予定なのかっていうと。

先ほど、出店って言われたんですけど、これタツヲ焼きを焼くことですかね。この出店っていうのは。私が知りたいのは当初の目的とタツヲ焼きを焼いて販売するっていうのが私は目的がなかなかこれ理解しづらいというか分かりづらいもんですから、来年度のこの事業目的を先ほどお聞きしたので、事業目的についてもお聞かせいただきたいのと。

あと、職員については特別旅費とか言われてましたけど、それがこの中に職員分も入っているのかどうか。それから職員にとっては一番お金が

かかるのは時間外手当なんですけど、時間外手当がどれぐらいかかっているのか。それから時間内の本来の事業、SBPのほうに関わる時間もあると思いますので、それをどれぐらいかけるのかということについても教えてください。

それから、その17の下の創業支援事業補助金。この目的、内容についても合わせて教えてください。

答（都市計画） 企業再投資補助金でございますが、こちら愛知県と共に認定を行うものでございまして、事前に相談がないものですから、現在、枠取りというふうにさせていただいたものでございます。

答（経済環境） まず、当初の目的の御質問がございました。このSBP活動推進事業、こちらのほうにつきましては、地元の高校である高浜高校の生徒がこの事業で活動することにより、将来の地域で活躍する人材の発掘であったり、あと、瓦産業や自動車産業を含めた地元企業の知名度アップにつながることであったり、また、このSBP活動を通じて地元に着愛を持っていただくことにつながると考えてございます。

そういう目的で、市内企業、瓦産業であったり自動車産業の企業の方とも連携しながら生み出したものが今回このタツヲ焼きという形でございます。

次に、時間外の御質問でございますが、やはり時間外というところは発生してございます。ただ、こちらのほうの時間外がどれだけかかっているところまでは具体的に把握してございませんが、この高浜高校生SBP活動が休日の出店だとかに出ていることもございますので、職員がサポートさせていただいてございます。

次に、創業支援の関係でございますが、まず、こちらのほうの補助金の目的でございますけども、こちらのほうは、高浜市商工会が行う創業支援事業高浜経営塾に対する補助金でございます。

答（市民部） SBPの関係でございますが、まず職員は約月に1回程度2人ぐらいが出ていって、時間外及び振休で対応していくということで、

そう無理のない範囲内でやっております。

シーホースの委託っていうのは令和5年度は実施しておりませんので、御理解いただきたいと思います。

なお、出店については、タツヲ焼きをつくるということをお披露目していくといえますか、そこで商売等々、接客等々を学ぶということにおいて非常に効果があると思っておりますので、よろしく申し上げます。

問（13） ということは、たしか当初の目的っていうのは地域産業を活性化してくっていうところで、地域のそういった産業とタイアップして地域のいろんなものが売れていくようにしていくのかなと思うけど、今はタツヲ焼きを売ってるのかなっていうイメージで、ということは、今目的が当初の目的と変わってきたという理解でいいのか、そのあたりもお聞かせいただきたいのと。

これぜひ職員がどれぐらいここに関わっているかについては、時間等は今後把握していただきたいと思います。

それから、次のページ187ページにいきます。こちら3目の観光資源開発費の補助金なんですけど、高浜市観光協会活動事業費補助金、これ約2倍に増えてるんですけど、増えた理由についてお聞かせいただきたいのと。

それから4目のコミュニティ交通費、同ページのコミュニティバスの運行事業についてお聞きするんですけど、これ負担金と補助金ってあるんですけど、それぞれ何でこういう負担金と補助金という形にされてるのか。委託料じゃないっていうのがちょっとよく分からないので、その部分についてお聞きしたいのと。

負担金と補助金であれば、どれぐらいの割合なのか。それからそれぞれの内容。これ負担金のほうが運行事業費なんですかね。ちょっとこの間の説明ではよく分からなかったんで、それぞれの内容、どういった金額なのか補助率とかについてもお聞かせいただきたいのと。

あと、これ結局、今回予算に上がってるということなんで、公共交通会議も私も1回しかまだ傍聴できてませんが、結局これによって、大人1

回幾らなのか、乗車。子供幾らなのか、その辺が決まってくるのかどうか。それからスポンサーは1件幾らになってるのかどうか、そのあたりも教えていただきたいと思います。

答（経済環境） まず1点目でございますが、SBPの活動において、確かに出展でタツヲ焼きの販売もやってございますが、それ以外にも全国からの要望で焼き型の作製を瓦業者さんとも連携しながら、また自動車産業さんとも連携しながら、そういうつくったものを販売している活動も行ってございますので、基本的には当初の目的から現在の活動は変わってございません。

次に、2点目の観光協会の費用の増額の理由の関係でございますが、こちらのほうにつきましては、令和5年度は今後の観光協会の在り方について検討する期間ということで、これまで観光協会のほうと度重なる協議を行ってまいりました。そういう中で協議した事項といたしましては、観光案内所の運営方法、それと、今後の事業内容について協議のほうを行いました。まず、観光案内所の運営方法については、週3日で開設し、今後の事業内容としては、本市の観光資源をPRするための出展するイベントの検討であったり、新たな観光資源の発掘などを今後進めていくというような形になりました。

今回のこの予算でございますが、昨年9月議会のほうで、この観光協会様のほうの補正予算を講じさせていただきながら、今年度におきましても観光案内所の運営であったり、出展のほうをしてございます。

この9月議会において補正させていただきました補正後の予算と、今回の予算額はほぼ同額になってございますので、よろしくお願いいたします。

答（市民部） まず補助金と負担金の話について申し上げます。現在のいきいき号の循環事業費というのは補助金で行っております。なぜ補助金かといいますと、この運行の主体、要は道路運送法に基づきまして国の許認可を得たり運賃等を届け出るのは、交通事業者が行っております。ですので、利用料金の収受も全部、交通事業者に入ってきますので、運行経費と

運行収入との差額をいきいき号の循環事業費補助金交付要綱に基づき、現在は補助金として支出しております。

来年度、実証運行に入るときに、運営システム会社と交通事業者と市というこの3者で今度行っていくこととなります。

運行事業者はデマンド運行のノウハウを提供していただいて、会員の情報管理とか予約を受け付けてオペレーター業務を、交通事業者は運行計画を策定して、運輸局へ認可を得て運賃は交通事業者が収受すると。

先ほどのスポンサー収入につきましては、市と運行システム事業者が一体となって、民間の力を借りながらスポンサー確保に努めて、スポンサー収入は折半になります。

このように、それぞれが役割を分担して、強みを生かすことによって本市に合った移動サービスに柔軟に成長させていくという観点から、市が一律に仕様を決めて委託なんていうことは、近隣、例えば刈谷市、愛知県扶桑町においてもこういう負担金という制度をとって、我々もそういう研究した中で、負担金として計上していくということでございます。

次に、補助率の話は先ほど、要は運営費と利用料金の差額を補助するというところでございます。

運賃につきましては、市と交通事業者が協議して決定するという事になっておりますので、今回、交通事業者が3月上旬に決定しましたので、今後協議して決めてまいります。

スポンサー収入につきましては、予算の段階では特別会員を月2万円、準特別会員を1万円、通常会員を3,000円、事業所の普通会員を5,000円、個人会員を3,000円として33程度のところに御支援いただけないかということで計上させていただいております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、7款の質疑を打ち切ります。

## 8款 土木費

委員長 質疑を行います。

問（5） 3点についてお伺いします。

まず188、189ページの8款2項1目道水路維持管理事業の委託料に当たるかと思いますが、清水町の高浜ひかり幼稚園の北西側、また論地町のファミリーマート高浜論地店さんの北側の周辺でございますけども、近年の大雨での道路冠水が非常に多いということで、こういった冠水対策のための工事の予算がついているのかについて。

あと、道路橋りょう修繕工事費に当たるかと思いますが、これ中根橋の工事の工程ですけども現在どのような工程になっているのか。また予算の増減についてもお聞きしたいと思います。

あと、192ページ、193ページの8款4項1目港湾環境対策工事負担金ですが、令和6年度の工事計画書の9ページの工事名、衣浦港改修工事のことになるかと思いますが、この工事内容についてと、あと交通規制等が発生するのかについて、この3点お聞かせください。

答（土木） 先ほど言われた、ひかり幼稚園の北西側の道路が冠水されていると。そちらの案件については、私は把握というか、確認はとれてないんですけども、次のファミリーマートの・・・。

委員長 よろしいですか。今、予算を計上してるかどうかの確認だったので、そのあたりをお答えいただければいいと思います。

答（土木） 確認できてないものですから、後ほど詳しくお伺いしまして補修工事等に対応できるものは対応していきたいというふうに考えております。

あと、ファミリーマートの部分の工事箇所については道路改良工事で予算計上させていただいております。

次は、中根橋の事業内容につきましては、来年度が下部工右岸の予定をしております。

続きまして、港湾ですが、こちらの負担金につきましては放置艇対策として整備されたボートパークのしゅんせつの負担ということでございます。交通規制等を行わない、ボートパークの所のしゅんせつ工事となっております。

問（6） 1点お願いいたします。

予算書の197ページ、8款5項4目公園整備管理事業の委託料の中で、公園等維持管理業務委託料が昨年と比べて600万円ほど、その下の公園等遊具保守点検業務委託料が100万円以上増えていますけれどもその主な内容を教えてください。

答（土木） 197ページ、公園維持管理業務委託料の増工分につきましては、都市公園等で、今までまち協さんが管理されていた部分を6年度から市のほうで対応していくということで費用のほうが増えています。

続きまして、公園遊具等保守点検の委託料につきましては、人件費の増ということでございます。

問（1） それでは、189ページ、8款2項1目生活道路新設改良費、市道新設改良事業とありますけれども、これどこの場所のことなのかということと、工事の中身、どんなような工事をするのか教えてください。

答（土木） 道路改良工事の箇所ではよろしかったでしょうか。

予定しているのが、市道港線の交差点の改良、あと、市道奥荒井線のNTテクノさんの北側になるんですが道路改良工事。市道研屋線、247号の交差点より東になるんですが歩道の設置、市道大根線、先ほど言われたファミリーマートのところの側溝新設、市道東山小中根線のパチンコ屋だるまさんの北側の側溝改修、あと市道瀬ヶ振線、碧南市境の側溝の新設の工事を予定しております。

問（11） 先ほどと同じように、公園等遊具保守点検業務委託料565万円計上されておりますが、この委託内容を教えていただきたいと思っております。

答（土木） 都市公園 19 か所、児童遊園等 10 か所で定期点検を年に 1 回、日常点検を年 3 回、内容としましては機能や構造診断、劣化点検等を行っております。

問（11） 公園によっては、新しい公園というわけじゃないですけど、遊具を新しくすればたしか新しい基準の遊具が設置されると思いますけども、古い遊具があると思いますけども、この古い遊具に対して劣化して使えなくなってくれば使用禁止、撤去、そういうことになるかと思えますけれども、これには古い遊具に安全を施すための改修とか、そういうことは市はできないのか、できるのか、そこら辺のところを教えてくださいと思います。

答（土木） 古い遊具の安全ということでお話がありましたが、新しい基準だと安全領域とかいろんな制約がかかっていますので、そうした場合に領域を確保するには遊具を撤去するような形で対応をしなければいけないため、遊具が古くなった場合は撤去していくというような形で対応しております。

問（11） そうすると、どうしても使用禁止ゾーンをつくったり撤去していくということになるかと思えます。

それと、もしその遊具等でけがをされたときの対策というか、けがをしたときにはどういう対応をとられるのか、それは明らかにということが非常に難しいわけですけども、公園内でのけがの対応というのはどういうふうに対応してみえるか、この予算の中に入っているのかどうかお聞きしたいと思います。

答（土木） けがの内容にもよりますけれども、まずは当事者さんに聞き取り等を行います。施設の状況等を確認いたしまして、状態に応じては市の保険での対応になってくると考えております。

問（11） もう一つ、交通安全対策ということで、201 ページ、交通安全指導啓発事業、補助金の自転車用ヘルメット購入費補助金が計上されておりますけれども、この啓発活動の実績と、この金額にどのような啓発活動

を行われていくのか、補助金をどうつけていくのか、お聞かせ願いたいと思います。

答（防災防犯） この補助制度の実績でございますが、令和4年度の実績が学生などが209件、高齢者61件の290件となっておりまして、今年度の令和6年2月末でございますが、学生などが175件、高齢者が180件の350件の申請を頂いている状況でございます。つまり、御高齢の方について非常に伸びておるのが現在の状況になっております。

来年度の予算でございますが、令和6年度の予算につきましては、令和5年度の予算と同じ560件分を計上させていただいておりますが、やはり少し高校生の方が難しいかと思っておりますけれども、こちらのほうに啓発をしてまいりたいということで560件をお願いしているものでございます。

問（13） では、8款2項1目生活道路新設改良費の道水路維持管理事業についてお伺いしてまいります。

さっきこの植栽維持管理業務委託料5,597万1,000円なんですけど、これってどういうふうに積算をされていくのかというのを知りたいんですね。例えば木もいろんな種類があるし、低木、高木、中木あるんですけど、そういった木が一本幾らっていう形プラスアルファ、例えば面積とか、草取りとかも必要になってくると思うんで、そういうもので積算をされてるのか、どういう形でちょっと積算されてるのか、積算根拠についてお伺いしたいのと。

その下の稗田川関連環境整備業務委託料、こちらが毎年毎年増額をしてるんですよ。一昨年前よりも1.5倍以上増額してるということで、こちらの増額理由、そしてどこに委託されてるのか、随意契約なのかどうかそこもあわせてお聞かせください。

それから、舗装修繕調査設計業務委託料、こちらが令和5年度が多分4か所で860万円、その前が2か所だったから260万円ということなんですけど、来年度は713万ということで、何か所、どこのところを計画されているのかについてお答えください。

それからその下の路面下空洞調査業務委託料 561 万円、これ 6 年度どこが対象になってるのか教えてください。

答（土木） 植栽維持管理業務委託料につきましては、高木、低木、除草等おのおの数量を出して積算して設計しています。

続きまして、稗田川関連環境整備業務委託料の増額分ということで、来年度におきましては左岸の外渕橋まで、今までが論地橋だったんですが、左岸部分の外渕橋までが増工したため、令和 5 年度では、面積的には 8,560 平米、令和 6 年度につきましては 9,931 平米ということで、面積の増加によるものでございます。

次が舗装修繕調査設計業務委託の来年度の箇所ということで、設計測量のほうがり道碧南高浜線を予定しております、あと、C B R 試験のほうを 3 路線予定しております。葭池線、吉浜依佐美線、三高駅東線を予定しております。事業量の変化によって減額ということでございます。

続きまして、路面下空洞調査業務委託ということで、こちらは予定しております路線が 6 路線ありまして、市道宮裏線、豊田上畑線、碧南高浜線、三高駅東線、高端線、沢渡東平松 2 号線を予定しております。

問（13） 多分、答弁漏れだと思うんですけど、これ稗田川関連環境整備業務委託料、これずっと同じところに委託をされてると思うんですけど、これは当初から随意契約なのかどうかっていうところと、あわせてお聞きしたいのが先ほどから出てるこの道路橋りょう修繕工事費っていうのが約 5 倍に増えてるんですよ、昨年度より。これは先ほど言ったようにいろんな工事費出てますけど、結局工事箇所が増えたっていう理解でいいのかわるか、その確認をしたいと思います。

それから、その下の負担金なんですけど、これ新たに来年度から坂上橋管理負担金と道路橋定期点検支援業務負担金、これ今までなかったことで新規だと思うんですけど、こちらについて新規で計上された理由についてもあわせてお聞かせください。

答（土木） 稗田川関連環境整備業務委託につきましては N P O たかはま

を予定しております。

こちらのほうの随契理由でございますが、地方自治法施行令第167条の2第1項の2号ということで行っております。

道路橋りょう修繕工事費の増加、増工ということで、こちらのほうは工事の増、増額ということで、舗装の修繕工事と橋りょうの修繕工事を予定しております。

坂上橋管理負担金ということで、道路橋定期点検支援業務委託負担金と一緒になんですけど、5年に1回の法定点検で27橋を予定しております。坂上橋につきましては碧南市境になっておりまして、碧南市のほうで点検を行いますので2分の1の負担をしているということでございます。

問（13） 昨年度、土砂収集運搬処理業務委託料があったと思うんですけど、令和5年度の予算はあったんですけど令和6年度がなくなったので、そのなくなった理由についてお聞かせいただきたいのと、ちょっとこれどこにあるかよく分かんないんですけど、市民が一斉清掃で泥上げをするんですけど業者も泥上げしていただくところがあると思うんですけど、それについてはどこにそのお金が計上されているのかっていうところが分からないので教えていただきたいのと、次の190、191ページの委託料の用地測量業務委託料、こちらについては6年度どこになっているのかっていうところを教えてください。

委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時15分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

8款、土木費についての続きとなりますが、そこで1点、委員長のほうから注意をさせていただきます。

先般、全員協議会のほうで工事計画について説明しかりいただきましたし

た。その中で重複するもの等々質問いただいていると思いますが、その資料を見ていただいて十分に疑義のあるところ、お聞きになられたいところについてをお聞きください。資料に載ってる部分についての復唱というのはちょっと御遠慮いただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

それでは、倉田委員の答弁のどこからよろしく願いします。

答（土木） 土砂収集運搬処理業務委託料を計上しなかった理由につきましては、令和6年度に土砂の保管場所の整備を予定しておりまして、汚泥吸引車等の処理が要らないというふうに判断いたしましたので、予算計上させていただいておりません。

あと、そのほかのしゅんせつ等はどこの費用でということなんですが、道路維持補修工事費の中で工事に対応させていただいております。

続きまして、用地測量業務委託料につきましては、道路の隅切り箇所等が発生した場合に対応していくということでございます。

問（13） 答弁漏れだと思うんですけど、さっき言った側溝の汚泥を業者が取る。これはどこの委託料に入ってるのか、それが幾らなのかっていうのと、あとその汚泥を取る基準っていうのはどういうふうになってるのかなということをお聞かせいただきたいと思います。

それから、さっきこの土砂収集運搬処理業務委託料がなくなったっていうのが処理が要らなくなったっていうことなんですけど、処理は一応仮置きをしようと思うんですけど、仮置きをする委託料はどこに入ってるのかっていうのがよく分からないのでそこも教えてください。

答（土木） しゅんせつ等の工事費につきましては、先ほど言った道路維持補修工事費のほうで対応させていただいております。

あと、どういう基準でということなんですが、いろいろ市民からの要望・苦情等がございまして、道路の側溝の土砂の堆積について苦情がありますと、現地を確認させてもらって必要に応じて対応させていただいているというような状況でございます。

次に、土砂収集の委託費でございますが、仮置きする場合、市の職員が

行う場合もございませぬが道水路維持補修業務の中でも行うことがありますのでそちらで対応しておるといふことございませぬ。

問（13）　　いふことは、先ほど申し上げた土砂収集運搬処理業務委託料は、これは違ふところに委託をしたよといふことであらうでしょうか。今の説明ではすいませぬちょっと理解不足なんですけど、その確認と。

ページ変わって193ページの8款3項1目の河川費の負担金なんですけど、油ヶ淵改修促進期成同盟会負担金。これ令和5年度なかったと思うんですけど、新たに負担金として計上された理由についてお聞かせいただきたいのと、8款4項1目の港湾費の愛知県港湾協会の負担金の増、それから、あとはちょっとほかの議員さんの答弁がありましたので取りあえずそこまでお願いします。

答（土木）　土砂収集運搬につきましては、一旦仮置きされていたものを収集運搬で、先ほど言った職員とか道水路維持補修業務委託で集めてきた土砂を仮置きしていた部分を汚泥吸引車で回収していくという業務がなくなったといふことございませぬ。

次に、コロナウイルス感染症の関係で、令和5年度につきましては会費を取らなかったといふことで、令和6年度につきましては再度、以前に戻りまして会費のほうが発生するといふことございませぬ。

愛知県港湾協会の負担金の増につきましては、衣浦港湾の事業費の増に伴いまして、地方公共団体の会費が増加したといふことございませぬ。

問（13）　　ちょっとこだわっちゃうんですけど、先ほどの土砂収集運搬処理業務委託料がなくなったといふことで今御説明いただいたんですけど、いふことは令和6年度は仮置きをしたままでそこからは退出しないといふことでよかったのかといふことと、1年以上そこで仮置きをしたままになっちゃうといふことになるので、そういう考えでよろしいのかといふところの確認をしたいのと。

あと、ページ変わって195ページ、8款5項1目の都市計画総務費の委託料の窓口業務等の委託料が多分総合サービスさんの委託なのかなと思う

んですけど、1名なのかどうかというのと、どんな業務を委託されてるのかについてもお答えいただきたいと思います。

それからページ変わりました、196、197 ページ、4 目なんですけど、使用料及び借地料ということで公園等用地借地料が増額してるものですから、この理由についてもあわせてお聞かせいただきたいと思います。

答（土木） 土砂収集運搬の先ほどのお話なんですけども、1年間仮置きをしておくということではなく、先ほど御説明差し上げました道路維持補修工事で土砂を処理させていただくということで考えております。

あと公園の借地料の増額につきましては、評価額が変わりますので、見越して予算計上させていただいております。

答（都市計画） 195 ページ、8 款 5 項 1 目 12 節窓口業務等委託料でございますが、都市計画に関する窓口での閲覧や受付業務を行うものでございます。人数についての指定はなく、業務内容として委託しておるものでございます。

問（3） 8 款 6 項 1 目、199 ページ、負担金で市営住宅共益費空家分負担金というのがあるんです。

これ予算だから多めにとっているのか、現在空室になっているからなのか、共益費が1件幾らなのか。空室にしない工夫をしてるのか、また空室にしている、もしくは理由があれば教えてください。

答（都市計画） 199 ページ、8 款 6 項 1 目 18 節の市営住宅共益費空家分負担金でございますが、こちら自治会が管理する共用分に要する共益費につきまして空室分を負担するものでございます。

金額につきましては、全体の共益費に対しまして空き室の割合でもって負担するっていう形になってございます。

空き室の改善方法といたしましては、利用の少ない、修繕等の少ない退出された部屋につきましては、速やかに修繕のほうを行って空室の改善を図っていききたいというふうには考えております。また長期のところにつきましても計画的に修繕を行っていききたいというふうには考えております。

問（13） 予算書の198、199ページ、8款7項1目の建設総務費についてお伺いします。

能登半島の地震があることからちょっとこれは確認したいなと思うんですけど、1の建築総務事業の委託料なんですけど、民間木造住宅耐震診断委託料、こちらが来年度減額になってるんですね。

それから補助金ということで木造住宅耐震改修費補助金、こちらも大幅な減額になっております。

やはり今逆にこういうのってもっと啓発して増やしていかなきゃいけないかなと思うんですけど、なぜ減額となったのかっていう部分についてと、もっと啓発活動についてどのようにされてるのか、今後令和6年度どのようにしていくのか。

答（都市計画） 補助金でございますが、過去の実績等から件数を出しまして、その実績に基づいて今回計上したもので、減額となったものでございます。

あと、こちらの啓発活動につきましてはホームページ等を見直してリニューアルしていった皆さんに啓発活動を行うとか、あとは、町内会様を通じての啓発活動を行うということを今後考えていきたいと思いますが、今現在ちょっと具体的なものは持ってございません。

あと、もう1点ございますが、税務の納付書とあわせてそういったPRを行ってきたいというふうには考えております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、8款の質疑を打ち切ります。

9款 消防費

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑はないようですので、9款の質疑を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 29 分

再開 午前 11 時 35 分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 10 款 教育費

委員長 質疑を行います。

問（14） それでは3点質問させていただきます。

当初予算書 211 ページ、10 款 2 項 1 目学校管理費の高浜小学校等維持管理業務委託料 2,646 万 4,000 円の内容。それから予算書 225 ページ、10 款 5 項 2 目生涯学習機会提供費の地域交流施設維持管理業務委託料 281 万 2,000 円と地域交流施設等運営業務委託料 1,226 万 6,000 円の内容について。それからもう1点、予算書 229 ページ、10 款 5 項 5 目文化事業費の資料等運搬業務委託料 120 万円と工事請負費 1,623 万 4,000 円の内容についてお答えください。

答（学校経営） それでは、まず 211 ページの高浜小学校等維持管理業務委託料についてです。こちらにつきましては、建築物保守管理業務、建築設備・厨房機器等保守管理業務、外構等維持管理業務、環境衛生・清掃業務、警備保安業務、修繕業務が内容となっております。

答（文化スポーツ） 2点目の御質問の、まず、当初予算書 225 ページの

地域交流施設維持管理業務委託料 281 万 2,000 円の内容ということですが、ただ今、学校経営グループリーダーが答弁されましたけれども、P F I 事業の高浜小学校整備事業契約のうち、維持管理費で地域交流施設部分に想定する費用でございます。

それから、地域交流施設等運營業務委託料 1,226 万 6,000 円の内容ということですが、これは地域交流施設、それからメインアリーナなどの小学校の特別教室、それから高浜児童センターの集会室などを市民の皆様の利用に供するために利用申請の受付、問合せ対応、鍵の開け閉め、日常清掃、美観維持といったような業務を行っていただくための経費でございます。

それから、3 点目の予算書 229 ページの資料等運搬業務委託料の内容ということですが、これは、瓦ですとか郷土資料について、いわゆる旧郷土資料館ではない場所でこれまで保管してきたものがございます。それを、旧郷土資料館、かわら美術館・図書館附属施設に運搬する委託でございます。

問 (14) 今説明がありましたけれども、資料等運搬業務委託料、これ別のところに保管してあるというところを言われたんですけれども、それを移すのに百何十万もかかるというのは僕はちょっと費用が高いんじゃないかなと思うんですけれどもその点と、それから高浜小学校等維持管理業務委託料の予定の委託先、それから下の先ほど言った 2 問目の地域交流施設維持管理業務委託料と地域交流施設等運營業務委託料、この委託先をお答えください。

答 (学校経営) まず高浜小学校等維持管理業務委託料の委託先でございますが、あおみが丘コミュニティ株式会社でございます。

答 (文化スポーツ) まず資料運搬委託についての予算額についてでございますけれども、これは今保管の点数がまず 350 点ほどあるということと、一部、農具のように重機で運ばないと運べないものがございますので、こういった予算計上としております。

それから、次の地域交流施設維持管理業務委託の契約先ですが、今、学校経営グループリーダーが答弁されたとおりです。それから地域交流施設の運營業務については、NPO法人たかはまスポーツクラブを予定しております。

問（8） 209 ページ、10 款 1 項 3 目スクールカウンセラー謝礼についてお伺いいたします。県費により 2 名の配置と市費により 2 名を配置し、1 名を教育支援センターの心の相談員として配置しているとお聞きしております。今後の課題と取組内容についてお聞かせください。

答（学校経営 主幹） スクールカウンセラーについてです。児童生徒が抱えている問題や悩みは、友人関係や親子関係、また学習問題に加えて、最近では発達障害や精神疾患など問題が複雑かつ多様になっています。

多様した内容に対して、心理上の見立てを行うとともに、管理職を含め、関係職員との情報共有や協議を行い、学校の支援、方針などに対して指導・助言を行っております。引き続き丁寧に寄り添い、支え、解決策を一緒に考えてアドバイスをすることで、少しずつ不安の解消、軽減につなげ、保護者の方々の気持ちの安定を図ってまいります。それに伴い、お子さん方の気持ちの安定につながり、落ちつきのある生活を改善していくことを願っております。

今後も、スクールカウンセラーの高度な専門性を生かして、教職員が適した対応がしっかりできるように、支援ができるように積極的に活用してまいりたいと考えております。

問（6） 3 点お願いいたします。予算書の 209 ページ、10 款 2 項 3 目の教育指導費、スクールサポーターの謝礼。かなり去年より増えていますので、こちらの内容を教えてください。

次、予算書の 215 ページ、主要・新規事業のナンバー15、小学校長寿命化改良事業、プールを解体して駐車場を整備するとのことですが、現在駐車は何台できていて、また整備した後は何台駐車できるのかを教えてください。

最後、予算書の 229 ページ、10 款 5 項 6 目文化財保護事業、補助金のところなんですけれども、市指定有形文化財修復事業費補助金、こちらの内容を教えてください。

答（学校経営 主幹） スクールサポーターの謝礼についてです。愛知県のほうが増加する教職員の業務についての負担軽減を図るため、校務支援員等の配置のための補助金を出したことにより時間数を増やしたためであります。

答（学校経営） 215 ページの港小学校プール解体等工事費でございます。こちらは、現在駐車場につきましては、校舎の北側にあるんですが、特に線が引かれておりませんが、大体、30 台から 40 台とまってると思います。整備後はきちっと区画しまして、60 台駐車できるようになります。

答（文化スポーツ） 3 点目の御質問で予算書 229 ページの文化財保護事業の中で市指定有形文化財修復事業費補助金の内容ということで御質問頂きました。こちらは恩任寺さんが保有されております木造阿弥陀如来立像の修復ということで、こちらは一木造の平安時代後期に製作されたものというふうに言われている文化財でございますけれども、破損が見られる部分を直したいという希望がありますので予算計上をさせていただいたものでございます。

問（12） まず、3 点伺いたいと思います。予算書 205 ページ、10 款 1 項 1 目市教育委員会運営事業に関しまして、教育委員会交際費として 6 万円上がっておりますが、この交際費はどのような交際に使われているのか、そして、昨年より 1 万円少なくなっておりますが、どのくらいの回数が行われているのかお願いしたいのと。

あと、205 ページの 10 款 1 項 2 目 2、会計年度任用職員管理事業に関して、資料要求の資料 7 を見ますと、あるいは 5 年度の会計年度任用職員が小学校で 35 人となっております。結構いるのかなという印象を受けましたが、この人たちですけれども、クラス担任とか副担任とか、こういった役割を担っているのかお願いします。

あと最後、3つ目が209ページ、10款1項3目3、児童生徒健全育成事業に関して、報償金として6種類謝礼が上がっておりますが、それぞれの謝礼を渡す人数についてお願いしたいと思います。あとスクールサポーター、スクールカウンセラー、そしてスクールソーシャルワーカーの違いについて御説明いただければと思います。

答（学校経営） まず、205ページの教育委員会交際費でございます。こちらにつきましては、社会教育団体等が行う大会や表彰等に当たり、記念品料としてお支払いするのと、あと、必要に応じて香典費のほうをこちらのほうから支払わせていただいております。

答（学校経営 主幹） 会計年度任用職員のそれぞれの役割であります。全て非常勤講師となっております、例えばサポートティーチャーは、少人数指導のいわゆる教科担当、授業の指導です。通級指導教員担当は、自立支援のために取り出し指導や入り込み指導をする担当の職員であります。外国人早期適応指導委員は、外国から転入されたお子さんで、日本の文化や活動がまだ慣れていないお子さんに対して、学校外にある適応指導教室で対応する職員であります。スクールアシスタントさんにつきましては、主に教科指導を行う職員とともに学習支援をする職員であります。主に小学校についてはそういった役割があります。

報償費に対する人数、スクールサポーターにつきましては、来年度は今のところ18人を予定しております。スクールカウンセラーにつきましては4名、いじめ問題対策連絡協議会委員、これは1名、スクールソーシャルワーカー謝礼、これも1名です。学校委託事業講師謝礼につきましては、これにつきましては各学校が、研修内容等でこちらに要望を上げていますので、今のところ2つの学校から2名となっております。キャリアスクールプロジェクト講師謝礼ということにつきましては、中学校の職業セミナー等で講座を開く講師となっておりますので、具体的な人数は把握はしておりませんが、大体例年の実績でいきますと、10名、10講座ぐらいと考えております。

3つ目の御質問のスクールサポーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの違いです。スクールサポーターにつきましては、各学校が地域の人材から採用するものでありまして、通常学級及び特別支援学級において支援を必要とする児童生徒の学校生活の補助及び支援を行う役割を担っております。スクールカウンセラーにつきましては、臨床心理士の資格を持ち、児童生徒の悩み相談を受け、先ほども御説明させていただきましたが、管理職、または関係職員との協議を行い、今後の支援方針等に助言を行います。スクールソーシャルワーカーにつきましては、問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけということで、主に学校と家庭等をつなぐ橋渡しの役割を担っております。学校と福祉との橋渡しというような役割を担っております。

問（12） あと3点伺います。同じく209ページの委託料であります、その中のいじめ・不登校対策推進事業委託料が上がっておりますけれども、資料要求の資料10を見ますと、令和3年度、令和4年度と令和5年度と小学校は上がって、中学校については、令和5年度はまだ年度途中ということで、令和3年度、4年度と不登校者数及び不登校者出現率が増加していることが分かります。これに対してどのような対策を行ってこられたかについてお願いしたいのと。

あと、予算書215ページ、10款2項2目2、小学校児童就学援助事業、合わせて219ページ、10款3項2目中学校生徒就学援助事業に関して、要保護及び準要保護児童就学援助費と要保護及び準要保護生徒就学援助費がそれぞれ上がっておりますけれども、それぞれの対象人数についてお願いしたいのと、物価高騰等で困窮している方のために、できる限り多くの方が援助を受けられるよう認定基準の緩和が必要であるかと思いますが、どうお考えになるのかをお願いします。

あと3つ目が、229ページの10款5項5目1、美術館・図書館管理運営事業に関して、駐車場等借地料として239万1,000円となっておりますが、どこの駐車場かお願いしたいのと、あと空調設備設置工事費として89万

7,000 円上がっておりますが、どこに空調設備を設置するのかお願いします。

委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 53 分

再開 午後 1 時 00 分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

10 款教育費について、続きのほうよろしく願いいたします。

答（学校経営 主幹） 先ほど御質問いただきました増加傾向にある不登校に対する具体的な取組に関して申し上げます。

学校復帰に向けた支援対策の整備といたしまして、適応教室ほっとスペースをいきいき広場内に設置をしたり、両中学校には校内の適応教室を設置し、個に応じたきめ細やかな対応ができるようにしております。

また、支援体制の整備ということにつきまして、教職員一人一人が児童・生徒に対する共通理解の姿勢を持ち、担任一人で抱えることがないように学校全体でチームとしての指導、援助を行う体制の充実を図ります。

実際には校内の不登校対策検討委員会などで情報共有をしたり、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、また校外支援教室なども加えたネットワークを構築し、一人一人の多様な課題に対応した切れ目のない組織的な支援の推進を心がけ、教育相談体制が組織的に機能するようにしてまいります。

最後に、子供が抱える問題やその原因、背景は様々であり、近年はそれがより多様化、複雑化しておりますが、学校だけでなく福祉部とも連携を図りながら丁寧に寄り添って対応してまいります。

答（学校経営） 続きまして、215 ページ及び 219 ページの小学校、中学校就学援助事業につきまして、小学校では要保護 2 名、準要保護 247 名、中学校では要保護 3 名、準要保護 171 名を見込んでおります。

基準につきましては、ふたり親家庭 1.2 以下で積算をしております。

答（文化スポーツ） 予算書 229 ページ、美術館・図書館管理運営事業のうち、まず駐車場等借地料について場所がどこかという御質問でしたが、場所はかわら美術館・図書館本館の第 3 駐車場、あと附属施設の建物の敷地の借地料でございます。

それから 2 点目としまして、工事で空調設備設置工事費について場所はどこかということですが、これは附属施設、収蔵庫のほうで、作業を行うための小部屋がございますので、そちらのほうに壁掛けエアコンを設置するという工事費でございます。

問（12） 209 ページの不登校対策についてなんですけど、資料要求の資料 10 で年度ごとに不登校の要因が書いてありますけれども、その中で⑬番の「無気力、不安」、これが結構多い人数になってるかと思うんですけども、今までいろんな対応をさしていただいたと、それでも不登校者数が年々上がっているとそういった状況でこれまでと違った対策が必要になるかと思っておりますけど、このあたり無気力を減らすために何か新たな対策はお考えでしょうか。

答（学校経営 主幹） 無気力、不安という要因につきましては、ここ 3 年変わらず要因の最大を図るところでもあります。やはり親御さんだとかお子さんに寄り添って常にどんなことをしていったらいいのか、やはり寄り添いながら話を聞きながら面談をしながら家庭訪問しながら継続的に粘り強く関わり続けるというところで、今後も努めてまいりたいと考えております。

問（11） 207 ページ、1 項教育総務費、教育指導事業、報償金、部活動指導謝礼で 118 万 8,000 円というところをちょっとお聞きしたいと思います。

令和 6 年度からたしか外部指導者による部活動指導が行われるという指導要綱が示されておると思いますが、この予算の中にはその予算が組まれているのか、この指導謝礼という項目の内容を教えてくださいたいと

思います。

答（学校経営 主幹） この数字につきましては、部活動指導者に対する謝礼であります。

部活動の地域移行という流れに対する対応を考えておりますが、既存の地域クラブの数やその種類が少ない本市の現状を踏まえ、地域の移行を早急に図るのではなく、学校単位での部活動指導員の増員を図るために時間数を増やしているという背景でございます。

問（11） そうすると先生たちが土日・祭日を部活動に充てたときの謝礼金ということになるのかなと思いますし、そうすると外部の指導者へ部活動の移行ということは今高浜市は考えていなくて、先生の中で部活動を盛り上げていくという方向性を示しているということによろしいでしょうか。

答（教育長） 教員の部活動指導に対しましては、今、特業手当というものが県から支給されてまして、そちらのほうで土日に指導に当たる教員については手当をつけていくということでもありますので、ここに載っているのはあくまでも、学校の外から指導の支援をしていただく、そういった方に対するお金であります。

高浜市といたしましては、急激に部活動を外部に移行していくことは、これなかなか地域にあるクラブの様子等も考えるとこれはできませんので、当面は、以前も一般質問等でお答えをしておりますけども、教員による指導を中心としてそこに外部に補助を頂くという形で進めていく形で考えております。

問（13） 204 ページ、205 ページ、10 款 1 項 1 目の教育委員会費の学校委託事業講師謝礼ってということで、学校が教育委員会へ要望を出して委託するといったような説明だったのかなと思うんですけど、それだと前も言ってるんですけど、例えば、どっかのグループが市長とかに委託してるみたいな形になるので、これよく分からないんですね。例えばほかの項目でできると思うので、委託となると内部で委託っていうのはちょっとあり得ないかなと思うので、そのあたりの考え方について再度確認したいと思い

ます。

それから、その下の委託料で教育基本構想推進事業委託料、こちらのほうが減額になってるんですけど、委託先、随契であれば随契理由、内容について教えてください。

それから、その下の事務局費の会計年度任用職員の管理事業ということで会計年度任用職員の報酬ということで、今年度 53 って書いてあったんですけど来年度 52 になるのかなと思うんですけど、それで正規の職員が増えればいいんですけど、どういう形になっているのか教えていただきたいと思います。

次が 207 ページ、先ほどの部活動の指導謝礼の点についてなんですけど、先ほどの御答弁でいくと、時間数を増やしたってということで、昨年度これが 66 万円が 118 万 8,000 円ということで増額をされております。時間数を増やしたってということであれば、人を増やしたわけではないのかなというところの確認と、人数を増やしたってということにならないのかどうなのかっていうところと、あと先ほど今さっき教育長のほうから県からの手当が出るっていうお話があったんですけど、そちらについてはどこの項目に載ってるのかについても教えていただきたいと思います。

答（教育長） 今の御質問でありますけども、県から出る手当については、市のこのほうには載ってまいりません。

それから時間数を増やしたってというのは、今単純に、もちろん外部から入っていただいている指導者の数を増やすこともありますし、時間数も増やしていただくこともありますので、その分でここで数を増やさせていただいたということでもあります。

答（学校経営 主幹） 委託先についてでありますけど、委託先が学校ということではなく、今後、校長会への委託という形も考えながら今後検討を進めてまいる考えであります。

また、正規の教員が増えるかどうかということにつきましては、正規の教職員につきましては、児童生徒数、学級数に応じて数が決まっております。

すので、それに応じて非常勤の会計年度任用職員をどのように充てていくのかという計画に基づいて会計年度任用職員の数を配置しております。

基本構想の委託事業の減額につきましては、主に教育基本構想の事業の狙いに迫るための事業計画に基づいてやっております。

例えば、異校種間の連携事業だとか防犯防災に関するものだというところを学校が計画に基づいて計画をしていくわけではありますが、例えば、小学校の低学年が幼稚園、保育園のお子さんを招いて秋祭りをしようという計画したときに、昨年度の予算で物をつくったり購入した昔のおもちゃ道具とか手作りのものというような教材費を、昨年のものを活用しながらやるというところで、その学校、その年度の教職員が計画する計画に基づいて額が増減したりというふうになっております。

問（13） 今の基本構想推進事業委託料、これちょっとあまりよく分からなかったんですけど、これ委託先と随意契約であるのかどうか、随意契約であれば随意契約の理由についてお聞かせいただきたいということで先ほど申し上げたのでお願いしたいと思います。

それから引き続き、3目の207ページ、報償費の社会人講師等謝礼。これについての内容についてお聞かせいただきたいのと、その下の委託料の「のびゆく高浜」編集事業委託料、特別支援教育推進事業委託料、それから魅力ある学校づくり事業委託料、これそれぞれどこに委託をしていて随意契約なのか、随意契約であればその理由についてもお聞かせいただきたいのと。

その下の小学校社会科副読本印刷製本等業務委託料、これ令和5年なかった事業で突如として出てきたんですけど、今回この委託を行う理由、それから委託先、それから随契であれば随契理由についてお聞かせください。  
委員長 答弁の前に一言よろしく申し上げます。

先ほどから随契でありますとか、委託先という質問がございますが、まだ執行前でありますので決まってなければ決まってないと答弁いただければ結構です。

答（学校経営 主幹） 教育基本構想の委託事業の委託先は、市内の小中学校であります。

「のびゆく高浜」の編集事業委託料は、「『のびゆく高浜』編集委員会」というものがありますのでそこに委託をしております。

特別支援教育推進事業委託料というものにつきましては、特別支援教育推進委員会がありますのでそこに委託しております。

魅力ある学校づくり事業委託、これにつきましては、市内小中学校に委託しております。

小学校社会科副読本印刷製本等業務委託料であります。これは4年に一度改定をされる教科書の改訂に合わせて、主に小学校3年生が社会科において地域領域を学習するための副読本を印刷製本するための予算であります。その副読本の名称が「のびゆく高浜」という副読本となっております。その編集をするところが、「『のびゆく高浜』編集委員会」というところであります。

答（学校経営） 契約の方法といいますか、随意契約かどうかというところですが、今、説明させていただきました小学校社会科副読本印刷製本等業務委託以外は、地方自治法施行令第167条の2第1項に基づく随意契約で行う予定であります。社会科副読本については、入札を予定しております。

問（13） 社会人講師等の謝礼について御答弁がございませんでしたのでお願いしたいのと、あと今随意契約ですよってということで167条の2の第1項と言われたんですけど、第1項の何号かっていうところが大事なので何号かについて教えてください。

それから、今まで印刷業務委託料、これ上がってなかったんですけどどうされてきたのかなっていうのはちょっと不思議で、そこを教えてください。

あとその下の負担金、派遣指導主事負担金、こちらの内容についてもあわせてお聞かせください。

委員長 倉田委員確認します。地方自治法第 167 条の第 1 項と第 2 項ではないですか。

意 (13) 地方自治法施行令第 167 の 2 第 1 項の何号かです。

委員長 2 の第 1 項ですね。

答 (学校経営 主幹) 社会人講師謝礼というものにつきましては、各学校の様々な教育活動により、地域の方々に、また保護者の方々にボランティアを募ったり、また出前授業等で社会人講師を依頼をするときにかかる謝礼になっております。

社会科副読本につきましては、4 年に一度の改訂に伴って印刷製本するための予算で位置づけておりますので、今回のものにつきましては、一つの学年が小学校 5 校で約 500 人、それを 4 年間分と、転入、紛失等もあって予備 100 部も含めて、合わせて 2,100 部、そういったところで 4 年間分を印刷製本して、その都度その学年に渡していくというようなところで、4 年ごとにこれが計上されるというような認識でございます。

答 (学校経営) 先ほどお答えした随意契約につきましては、第 2 号を予定しております。

それから、207 ページの派遣指導主事負担金でございますが、こちらは市の教育委員会に県から派遣されます教育指導主事 2 人分について、給料及び諸手当を県と市で分担しながらお支払いするものでございます。

なお、予算につきましては、令和 5 年度の実績を基に予算計上させていただいております。(後述訂正あり)

問 (13) お聞きしたいんですけど、この「のびゆく高浜」の編集事業編集委員会、それから特別支援教育推進事業委員会っていうんですかね。

こちらそれぞれ、委員を教員が受け持ってるんでしょうかね。どうなんでしょうか。そのあたりをお聞きしたいのと、魅力ある学校づくり事業委託料が、委託先が市内の小中学校と言われてこれもすごく違和感があって、それは委託に値するのかわかっていうところが不思議なんですけど、そのあたりをなぜ委託料というふうにされてるのか教えていただきたいと思

います。あえて何か委託料で、前回も言ったんですけど、してるっていうのは何か理由があるのかなと思うんで、そのあたりを分かりやすく御説明いただけたらと思います。

それから、その下の高浜市小中学校各種大会児童生徒派遣補助金。これ減額されておるんですね、令和6年度。この減額理由もあわせてお願いします。

答（学校経営 主幹） 「のびゆく高浜」の編集委員会は、小学校の教員が務めております。

特別支援教育推進事業につきましては、学識経験者、学校関係者、県立学校の特別支援学校の先生方、また、関係機関の代表者の方々、福祉に関する代表者の方々、家庭児童相談員、また、幼・保のこども育成グループの職員等々で組織をしております。

魅力ある学校づくりの委託というところではありますが、授業づくり、各学校の研究活動を主体として普及活動をして実践してるわけですが、この委託先が学校というふうになっておりますが、今後、その委託先を校長会等という考えを持ちながら今後検討を進めてまいりたいと思います。

小中学校各種大会児童生徒の派遣費ということではありますが、大会会場の場所であったり、部員の参加者数であったり、大会の参加費であったり、年によって若干の増減をするということもありますので、そういった形となっております。

問（13） そうなると、大会が減ってる、参加人数が減ってるっていう理解でいいのかなと思うのでその確認と。

それから、その下の児童生徒健全育成事業のいじめ問題対策委員会委員の報酬なんですけど、これ4名ってことなんですけど、積算根拠について教えていただきたいと思います。

それから次ページの208、209ページの同科目の委託料、小中学校生徒指導地域活動推進事業委託料、これどこに委託してるのか。それから、いじめ・不登校対策推進事業の委託料ということで先ほどいろいろ説明があっ

たんですけど、なぜそれが委託になるのかもちょっとよく分からなくて、これ委託先がどこで契約されてるのか、一者随契なのかどうか、そのあたりも確認したいと思います。

答（学校経営 主幹） 部員の数が減ってるというよりもその年に在籍するその部活動の部員がその年によって増減がありますので、その年によって補助金が変わってくるということでありまして。

答（学校経営） 207 ページのいじめ問題対策委員会委員報酬の積算根拠でございます。

こちら委員4名が4月から月2回、会議を持ったとして積算しております。ですから、年24回の積算、会議の報酬として積算をしております。

先ほどちょっと私、答弁を間違えましたので訂正させていただきます。

派遣指導主事負担金でございますが、先ほど、令和5年度の実績と申し上げましたが、過去5年間の平均で積算をしております。

それから、今、主幹より答弁がありました各種大会児童生徒派遣補助金でございますが、こちらは先ほど主幹が答弁したように年度によって増えたり減ったりしておりますが、こちらのほうは令和5年度の実績を基に予算のほうを計上させていただいております。

答（学校経営 主幹） 小中学校生徒指導地域活動推進事業であります、委託先は小中学校生徒指導地域活動推進協議会にしております。

問（13） すいません、答弁漏れがございます。

さっきのいじめ・不登校対策推進事業の委託料の委託先と契約について、多分随意契約かなと思うのでその確認をしたいと思います。

それから、その下、10款2項1目学校管理費の小学校維持管理事業の光熱水費が随分減ってるんですよね。2,300万円も減ってるということで減の理由について教えていただきたいのと、あとその下の給食運営費、この運営費の内容についてお聞かせください。

それから次の210ページ、211ページの同科目の浄化槽汚泥採取手数料、これが約30倍に増えてるんですけど、この理由もあわせてお願いします。

答（学校経営 主幹） いじめ・不登校対策推進事業の委託先は、いじめ・不登校対策推進委員会に委託しております。

答（学校経営） 今答弁申し上げました随契の理由でございますが、先ほど申し上げた第2号になります。

それから、小学校維持管理事業の光熱水費がかなり下がっているという御質問ですが、こちらは今年度、補正でも説明させていただきましたが、電力料の単価が新たな契約先でかなり下がったために、そちらを見込んで積算しております。

なお、使用料につきましては、令和5年度の上半期及び令和4年の下半期を基準に先ほど申し上げた電力料を掛け合わせて積算をしております。

それから、給食運営費の中身でございますが、こちらは給食を運営する上で必要となる衛生薬品や給食に必要な消耗品などを各校で購入する費用となっております。

それから、211ページの浄化槽汚泥抜取手数料でございます。

こちらは今行っております吉浜小学校、高取小学校につきましては、浄化槽を撤去する前に浄化槽の中の汚泥を完全に抜き取る必要がありますので、その抜取り料として増額をさせていただいております。

問（13） 今給食運営費の御説明いただいたんですけど、結局ほかのところの科目を見ても給食費の、昨日申し上げたような賄材料費っていうのはないようなので、特に補助がないっていう形ではよろしいのかなっていうところで、もしどこかあれば科目、どこに書かれてるか教えてください。

それから、清掃作業手数料、刃研ぎ手数料と口座振替データ伝送サービス利用料、口座振替手数料、これいずれも今までなかった科目かなと思うのでその御説明と、それから樹木管理委託料、これ約2倍以上増えるのでこの理由と、それから給食リフト点検委託料、こちら逆に約100万円も減ってるのでこの理由もあわせてお願いいたします。

答（学校経営） 211ページの新しく出てきた事業ということで、清掃作業手数料につきましては、こちらは学校のほうのカーペット、あるいは教

室の扇風機などを清掃する手数料となります。働き方改革により、清掃を外部にお願いしたいという教員側からの要望もあり、予算づけをさせていただいております。

それから刃研ぎ手数料です。これは、学校の裁断機などの刃などを研ぐ手数料となっております。これまで修繕料として計上して執行していましたが、適正な科目として令和6年度から計上していきたいと考えております。

それから、口座振替データ伝送サービス利用料、あと口座振替手数料つきましましては、これまで学校が徴収する徴収金につきまして、インターネットバンキング利用料ということで上げさせていただいております。こちらを口座振替データ伝送サービス利用料に置き換えて適正な執行を図ってまいりたいと考えております。

口座振替手数料は、今申し上げた口座振替に係る手数料、こちらを市のほうで新たに予算づけしていくというものでございます。

それから、211 ページ、樹木管理委託料でございます。こちらにつきましては、高小を除く学校からの要望によりまして、支障枝がかなり伸びている場所が多いということで、そういった支障枝の剪定箇所を増やしていくために今回増額をさせていただいております。

それから、給食リフト点検委託料でございます。こちらは、令和5年度は給食用のダムウェーターと人が乗れる人荷用エレベーターとあわせて見積りをとっております。メーカーの見積りで令和5年度は予算編成しておりますので若干高くなっておりますが、令和6年度はメーカー以外の保守会社でも点検委託が可能であるということが分かりましたので見積りをとったところから予算を計上しております。その結果、減額となっております。

問（13） いろいろ見積り取って減額された部分については評価したいと思いますが。

次に小学校用務員業務委託料 1,265 万 9,000 円。こちらについては、小

学校5校分で1名ずつなんですかね。どういった委託内容になってるかお聞きしたいんですけど。こちらは高浜市総合サービスに随意契約なのか。随意契約であれば随意契約の理由についてお答えください。

それから、先ほどインターネットバンキングからこちらに科目というか節のところ置き換えたっていう御説明があったんですけど、令和5年にあったこの使用料46万2,000円が先ほどの口座振替データ伝送サービス利用料の46万2,000円ということによかったんですよ。これ確認なんですけど。

あと、213 ページ、給食調理業務委託料、こちらのほうも総合サービスかなと思うんですけど随契かどうか、随契理由についてお聞かせください。

それから、その下の小学校ICT教育推進事業なんですけど、教育用グループウェア帳簿拡張業務委託料、これ新たに計上されたものなので内容についても教えてください。

答（学校経営） まず、211 ページの小学校用務員業務委託料でございます。こちらは、学校に1人ずつと各学校を回る地域的な役割の用務員が1人いまして、その地域的な役割の1人につきましては中学校と小学校の按分で予算のほうを積算しております。

それから、インターネットバンキングは伝送サービス利用料に移行したのかということですが、そのとおりです。

それから、給食調理業務委託料、あと、先ほどの用務員委託料につきましても随意契約で総合サービス株式会社をお願いする予定で、先ほどの施行例第2号により契約を予定しております。（後述訂正あり）

それから、213 ページの教育用グループウェアですが、これはこれまでも予算は計上させていただいておりますが、学校におけます校務の支援のためのソフトを借り上げております。成績処理や健康診断、あるいは指導要録、学校事務などを統合したシステムでございまして、これまでも予算のほうは計上させていただいております。

問（13） 給食調理業務委託料について御答弁がなかったのと、あとこれ

給食調理業務委託料も増額をしておりますので、増額理由について教えてください。

ちなみに来年度っていうのは小学校、中学校それぞれ児童数が増えるんでしょうか、減ってるんでしょうか。そのあたりもあわせて教えていただけたらと思っております。

それから、同科目の一番下なんですけど、授業目的公衆送信補償金、これが昨年度までは使用料で計上されてたんですけど、これが補償、補填及び賠償金のほうで計上されているんですけど、このあたりの理由についてもあわせてお願いします。

答（学校経営） まず 213 ページの給食調理業務委託料でございますが、先ほども答弁させていただきましたが、随意契約で総合サービスにお願いする予定です。随契理由につきましては第 2 号を予定しております。

それから、給食調理業務委託料が増額になっている理由です。こちらは最低賃金の上昇、あるいは、来年度途中から吉浜小学校、高取小学校が新しい給食室となることから新たにフルパート 1 名を増員していただく予定です。あと、夏休み中に現在の給食室から新しい給食室への移動作業が必要になりますので、休み中に調理員の方にも移動作業を行っていただく分が増額している理由となっております。

あと、213 ページの授業目的公衆送信補償金でございます。こちらもこれまでは違う科目で上げさせていただいておったんですが、もともとが一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会というところに支払うものですので、やはり名称を適正に併せて補償金として来年度からお支払いするということになっております。

答（学校経営 主幹） 児童生徒数の増減につきましては、今、手持ちの資料がありませんのでここではお答えできません。

問（13） 適正な予算をつけていただきたいと思ってるんですけど、科目が変わりまして 2 目教育振興費、213 ページの小学校教育振興事業の消耗品費、こちらが 6 倍以上の増額となっておりますのでこちらの理由と、そ

れから図書購入費がこれ逆に減ってるんですね。本当図書は私は逆に増やしてほしいと思ってるんですけど、残念ながら来年度減ってしまうということで、この減の理由についても教えてください。

それから、次の215ページの小学校就学援助事業ということで先ほど要保護及び準要保護児童の就学援助費についてそれぞれ人数のほう教えていただきまして、それから、ひとり親世帯については生活保護費の1.2倍ということですがごくそこは評価したいなと思うんですけど、ふたり親については変わらないっていうところなんでしょうか。その確認をしたいと思います。

答（学校経営） まず先ほど申し上げました211ページの小学校用務員業務委託料の随契の理由でございますが、こちらにつきましては、2号と申し上げましたが7号に訂正させていただきます。

それから、213ページの小学校教育振興事業の消耗品がかなり増えているというお話ですが、こちらは令和6年度から小学校の教科用図書が改訂されます。それに伴いまして、教師用の指導書を購入する費用としまして約4,500万円を見込んでおるために増額となっております。

それから、213ページの図書購入費が少し下がってるんじゃないかというお話です。こちらは予算を編成するときに、学校を回っていろいろヒアリングをしながら今回の令和6年度の全体的な予算を計上させていただいておりますが、令和6年度は若干減額となっておりますが、令和5年度までは増加傾向にあります。ちょっと来年度はヒアリングの結果、若干減額となったということでございます。

それから、小学校就学援助事業です。こちらはひとり親家庭は1.5のままで、ふたり親家庭が1.2以下とする基準で積算をしております。

問（13） 続きまして、10款3項1目、中学校のほうも同じような形で科目が変更になったりしてるもんですから、そのあたりは同じ理由かなと思うんですけど、中学校の用務員の業務委託料とか給食の委託料も同じなのかなと思うので、もし違ってる部分があれば教えていただきたいのと、あ

と中学校の委託料の中で中学校給食室清掃業務委託料、こちらがどこに委託をしてるのか、それから随意契約なのか入札なのか、随意契約であれば契約の理由についてお聞かせください。

それから、携帯電話借上料っていうのが上がってるんですけど、こちらについてはどのように使われるのか。今までちょっとこれ上がってなかったのかなと思うんですけどその部分についても。やはり今この間の能登半島地震みたいなことがあれば、逆に先生が何台か携帯が必要なのかなと思う部分もありますので、そこのところお願いしたいと思います。

答（学校経営） 最初に委員がおっしゃられた小学校のほうで変更になっている点は、中学校で同じかということですが、同じでございます。

それから、217 ページの給食室清掃業務委託料でございます。こちらは各中学校の給食室の換気フードやグリストラップの清掃を年1回、夏休み中に行うための委託料を計上させていただいております。こちらは入札で行います。

それから、217 ページの携帯電話借上料でございます。こちらは学校の固定電話の利用料金が年々増額となっていることから、学校経営グループの職員がアイデアを出していただきまして、発信用の電話は使用料定額の携帯電話を使って発信し、外からかかってくる電話は今までどおり固定電話を使って受信するという事で電話料金の削減が見込めるということですので。小学校で年間約100万円程度、中学校で60万円程度の削減が見込めるのではないかとということで上げさせていただいております。

問（13） では、ページ変わって220、221ページの10款4項1目幼児教育費のほうにまいります。

こちらがまず一般職が昨年度24名で予算が上がってたんですけど、今回19名ということで5名も減になるというので減になる理由と、それからその下の会計年度任用職員に関しても、14名から16名ということで2名減りますのでその減についてもお聞かせください。

あと、3の幼稚園維持管理事業の修繕費、こちらも約3分の1に減とな

っておりますので、こちらの理由についてもあわせてお願いいたします。

答（こども育成） 修繕費につきましては、今現在修繕が必要なものというものが特にない中で、園共通配分の修繕料のみを計上させていただきます。大体約2万円、12か月分、2園ということで計上させていただきます。随時出てきた場合については、補正及び充用等で対応することを考えております。

答（秘書人事） 221 ページ、人事管理事業の一般職給 19 名ということで昨年度から 5 名減というふうになっている要因でございますが、新規採用職員を募集しましたが、なかなか保育者が確保できないというのと、あと育休者によりましてその分は減員をしているところでございます。

問（13） もう人員確保すごく重要ですので。

あと、今、結局、来年度の幼稚園っていうのは、子供さんは変わらない、入園者数は変わらない状況なのかどうかっていうところと。

あと、委託料のところ、事務員兼用務員業務委託料、こちらが総合サービスなのかなと思うんですけどその確認と、随契かどうか、随契理由についても教えてください。

次ページになりまして、同科目の総合保育システム使用料、こちら内容と、5倍以上増えてるのでその理由について教えていただきたいと思えます。

それから、その下の負担金のとこの幼稚園給食費負担金こちらの金額についても内容について教えてください。

答（こども育成） まず、園児の入園の児童数につきましては、減少傾向にありまして、いわゆる尿検査とか検便検査のほうも児童数を想定した上で計上してるんですけども、令和6年の見込みとしては220名ほどで昨年に比べて30名ほど減を見込んでおります。

あと用務員につきましては、高浜市総合サービスに一者随意契約で167条の2の第1項の2号になります。

保育システムの使用料につきましては、いわゆる今年度から保育システ

ムを幼稚園で導入してるんですけども、今年度は年の途中1月からの起動ということで、来年度は1年丸々起動することでその分使用料が上がっているという形になります。

給食費の負担金については、いわゆる幼稚園の園児で副食費の免除対象者の給食費は市が負担し、港小学校、吉浜小学校の会計へ入金するんですけども、こちらもしっかり児童数の減を勘案した上で減少傾向にありましたので減った形になっています。

問(13) そうなると、やっぱり来年度も幼稚園の給食に関しては、賄材料費の補填は特に市からの持ち出し分はないっていう理解でよろしかったのかなっていうところと。

あと先ほど御答弁いただいた事務員兼用務員の業務委託料なんですけど、そうなるとこれ各園1人ずつで2名の雇用でよろしかったでしょうかっていうところを確認したいと思います。

答(こども育成) いわゆる幼稚園の給食費について、市からの持ち出しというものはありません。

また、用務員の人員体制でございますが、各幼稚園に1名ずつの用務員といわゆる業務責任者として、先ほど小学校でも言っていたチーフの位置づけのものが1名、計3名で対応しております。

問(13) では10款5項1目の社会教育総務費のほうに移りたいと思います。

昨日の御答弁でいくと、この一般職給の中なのかちょっとどこなのか分からないんですけど、弁護士の特定期付職員がどちらに入ってるのかっていうところをまず教えていただきたいと思います。

それから、次のページ224、225の2目の生涯学習機会提供費にまいりたいと思います。これが、まず、地域交流施設等運営業務委託料、こちらがたかぴあの地域交流施設の管理運営事業をしていただくところだと思うんですけど、先ほどの御答弁でたかはまスポーツクラブってことだったんですけど、こちらは約250万円ほど委託料が増額してるんですね。これ増額理

由についてまず御説明いただきたいのと。

それからその下、吉浜交流館指定管理料、それから女性文化センター及び春日庵指定管理料、昨日も御答弁いただいたんですけど、全くこれ理解できないんですけど。これ昨年度がこれ足した金額が2,052万2,000円なんですけど、200万円も増額してるんですよ。ちょっと昨日の御説明だとよく分からないので追加の説明があればお願いしたいなっていうのと。

あとその下の駐車場等の借地料、これどこが幾らかになってるかっていうことで、以前、たかはまスポーツクラブの職員の駐車場代も入ってたと思うんですけど、そのあたりについても御説明をお願いいたします。

答（秘書人事） 予算書223ページ、10款5項1目、先日の質問でもいただきました特定任期付職員の給料でございますが、こちらの2の給料のところに入っております。

答（文化スポーツ） 予算書225ページの生涯学習施設管理運営事業についてでございますが、まず1点目の地域交流施設の運營業務委託料の237万6,000円が令和5年度と比べて増額になっているということでございますが、その理由ですが令和6年度の予算編成に当たりまして、たかはまスポーツクラブへの様々な委託料ということで計上しておりますけれども、全般的にいろいろ見直しを行っております。

その中で、この地域交流施設運營業務委託料は、これまで主に直接的な経費のみが計上されておったというところで、管理経費のところを配分して計上した分が増となっております。

それから2点目の御質問で、吉浜交流館の指定管理料と女性文化センター及び春日庵指定管理料の増額の理由ということでございますが、昨日もお答えしたとおり、人件費のベースアップ分、それから春日庵の管理範囲が増えたということがございます。それに加えて、令和5年度予算の人件費というのが、これまでの稼働率とかもある程度加味した上での人件費の計上だったのが、令和6年度については、営業時間が9時から夜10時までという中でフルでつけているというところが増の理由でございます。

ただし、先日の補正予算の審議のところでもお答えしたとおり、この人件費については、夜間は午後5時以降利用がなければ閉館をしてまいりますので、実績に応じて精算をしていくということで御理解いただければと思います。

それから、次に駐車場等借地料についてということでございますが、たかはまスポーツクラブの職員の駐車場があつたのではないかという御質問がございましたが、そちらについては令和5年度予算からは計上しておりません。金額でございますが、まずシルバー北駐車場が396万437円。それから、女性文化センターが259万9,398円。それから、春日庵の駐車場が24万5,579円という内容でございます。

問(13) シルバー北駐車場なんですけど、これ一部市の駐車場ということなんですけど、その部分は多分借りていないと思うんですけど、それはシルバーのすぐ北の部分なんですか。ちょっとそこだけ確認したいと思います。

それから、次のページ225ページからいくんですけど、この3目生涯学習推進費の4のたかはま歴史・文化保存活用事業についてお聞きします。

それぞれ報償金とかいろいろ上がってるんですけど、来年度これはどのようなものに対しての目的、成果について教えていただきたいと思います。

それから、続きまして4目の青少年育成・活動支援費についてお聞きします。1の青少年健やか育成振興事業なんですけど、ボーイスカウト高浜第1団活動事業費補助金が10万円出てるんですね。今、何名の方が活動されてるのかなっていうのと、なかなかこれあまり周知されてないなと思うんですけど、せっかく補助金も出してるので周知とかしていただけたらなと思うんですけど、そのあたりどういうふうに考えられてるのか、どのようにされてるのか教えてください。

それから、その下の2の放課後居場所事業の委託料ということで、週末等居場所運営委託料、それから放課後居場所運営委託料。これそれぞれどちらに委託をされてるのか。多分随意契約なのかなと思うんですけど、随

意契約の理由についてもあわせてお願いいたします。

答（文化スポーツ） まず生涯学習施設管理運営事業についてでございます。シルバー北駐車場の土地の件につきましては、過日の一般質問でお答えしたとおり、市有地があるというところでございます。

それから2点目のたかはま歴史・文化保存活用事業でどのような内容を来年度考えているかということでございますが、これは市誌編さんが終わった後もその歩みをとめることなく引き続き補足調査を行っていくということ。それから市民の皆様が高浜市の魅力、自慢を知って愛着や誇りを持っていただいたり、また持っている知識やいろんなことを役立てていただいたりと生涯学習の推進ということを目的に行っているものでございます。

例えば、報償金でいきますと講師等謝礼ということがございますが、こちらについては、例えば、市誌を読む会というものを行ってありますが、そういった方への謝礼ということ。それからその下に調査執筆謝礼ということでございますが、先ほど市誌編さん後も補足調査を行っている中で現在、恩任寺の建造物、あるいは文化財についての補足調査を行っております。来年度につきましては、市誌の別冊資料の執筆の準備に入っていくというところで、そういった経費のほうを上げております。

227 ページの青少年健やか育成事業のボーイスカウトの件で御質問いただきました。今年度の総会資料のほうはまだ手元に、ちょっとはっきりした人数があれですが、たしか20人ぐらいの人数、会員というようなことが書かれていたかと記憶をしております。

確かに活動の周知というところで、なかなかその部分がまだ至っていない部分があると思いますので、そこについては今後検討してまいりたいと思います。

答（こども育成） まず、週末等居場所運営委託料につきましては、いわゆる翼小学校のPTAの土曜クラブに委託をするものでございます。週末の剣道やバドミントンについて指導者の謝礼等が支払われる形の委託となります。少額の随契というものになります。

次に、放課後居場所事業の運営委託料につきましては、シルバー人材センターに委託をするものでございまして、施行令 167 条の 2 のほうのたしか 3 号がシルバーの関係だだと思いますので、そのような形で整理しております。

問 (13) 先ほどシルバーの北の駐車場なんですけど、市有地もありますよ、いわゆる市が持っているところもありますよってことなんで、この借りてる場所っていうのはどの部分なのか。ざっくりでいいのでどのあたりなのか教えていただきたいと。

あと、引き続き 226、227 ページの 4 目の青少年育成・活動支援費のたかはま夢・未来塾事業についてお伺いしたいと思います。

たかはま夢・未来塾の使用料及び賃借料なんですけど、翼ふれあいプラザ土地・建物借上料ということで 430 万 7,000 円なんですけど、夢・未来塾っていうのは、多分ここの 2 階だけを使ってるのかなと思うんですけど、これは 1 階、2 階全体の土地とか建物の借上料なのか、どこの部分なのか、その確認をしたいのと、それぞれ土地、建物、広さについても教えていただきたいと思います。多分この土地の部分に駐車場も入るのかなと思うんですけど、その確認もしたいと思いますのでお願いいたします。

答 (文化スポーツ) シルバー北駐車場で借地の部分がどこかというところでございますが、先ほど御質問の中で触れていただきましたとおり、シルバー人材センターの建物のすぐ北の部分は市有地でございます。その残りの部分ということで、信号がございしますが、その交差点の付近のところは借地の部分になります。

それから、予算書 227 ページの翼ふれあいプラザの借上料ということでございますが、これは借上料については土地、建物ですけれども、建物については 1 階部分、2 階部分両方含んだ金額でございます。

土地につきましては 1,230 平米、それから建物については延べ床面積が 763.5 平米でございます。

問 (13) 228 ページ、229 ページの 5 目の文化事業費についてお伺いした

いんですけど、先ほど資料等の運搬業務委託料で120万円、ちょっと高いんじゃないかっていう話があって私もそうかなと思うんですけど、この部分なんですけど、結局入れるのは旧郷土資料館になるかと思うんですけど、旧郷土資料館が今、雨漏りがひどくなってるんですけど、それをそんなところに入れちゃって、この間は雨漏りのところは受けるのかシートかけるかやるって言ってたんですけど。ということは、わざわざ移動するってことは、そこについてはずっと継続していくところなのに雨漏りのままでいいのかなっていうのがすごく不思議なのと、あとその下の駐車場等の借地料のところ、先ほど附属施設っていう発言があったんですけど、この附属施設っていうのは何に当たるのかちょっとよく分からなかったのので教えてください。

それから、これ多分、消防団のところ第2分団ですかね、消防団のところから運び出すのかなと思うんですけど、その跡地利用については、よく推進プランにも分からなかったのので教えてください。

答（文化スポーツ） 10款5項5目の資料等運搬委託でどこに運び込むのかというふうに旧図書館・郷土資料館、いわゆる附属施設のところ、ございます。雨漏りの御心配をいただきましたが、今後、運び込むところについては1階部分を想定しておりまして、雨漏りのない場所に運び込むということを想定しております。

それから、次の2点目の御質問、駐車場等借地料で附属施設とは何かということ、ございます。今、申し上げたとおり旧図書館・郷土資料館のございます。なお、資料等運搬業務委託について、私、午前中のところで、市内にある旧図書館・郷土資料館ではないところに現在保管しているのでそこから運び込むということを申し上げましたが、どこに資料を保管しているかという点については安全面のこともありますので、それについては差し控えたいと思います。

問（13） 同じページの文化財保存事業の清掃業務委託料、これ令和5年なかったものなので計上の理由について少額ですけど一応確認したいと思

います。

次の10款6項、230ページ、231ページにいきます。1目保健体育総務費なんですけど、これストレスチェックの業務委託料がすごく減ってるんですよね。3分の1ぐらい減ってるんですけど、これ減の理由についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、その下の2目生涯スポーツ費のほうですね。ここのスポーツ施設指定管理料ということでこれもすごく減額されてるんですけど、約半分ぐらい減額されてるんですけど、その部分についてもどこの指定管理に当てはまっているのか、それから減額理由。減ったのか増えたのか、施設が減ったのか増えたのか、何か理由があると思いますので理由と。

それから、その下の小池グラウンドの管理運営委託料、これどこをどちらが管理されてるのかについてもあわせて願います。

委員長 倉田委員まだありますか。

答(13) あります。

委員長 あとどれぐらいありますか。

答(13) あと1回分はあると思います。

委員長 1回切ります。

答(文化スポーツ) 予算書229ページの文化財保護事業の清掃業務委託料についての御質問でございますが、これは高浜おまん和祭りが開催された場合に、市として旧大山会館を休憩所として開放しておりますが、その際のフロアですとか御手洗の清掃の委託料ということでございます。

それから、2点目としまして、予算書231ページの生涯スポーツ推進事業につきまして、スポーツ施設の指定管理料についてですが、まずどの対象施設かということで、これは12月議会のところで指定管理者の指定の御議決をいただきましたので、そこで御議決いただいたとおりでございます。

減額理由につきましては、これも12月議会のところで少し触れた部分もでございますけれども、今回、令和6年度以降につきましては、これまで含めておりました学校施設の開放の関係、それから例えばシティマラソン、

市民スポーツ大会というスポーツ行事、こういったことをスポーツ施設の指定管理料のところからは外していくということを行っております。加えて、事業内容、経費の見直しということも合わせまして、今回の令和6年度の金額となっております。

それから、小池グラウンドの管理運営委託料についてですけれども、これは、これまで小池町町内会に委託をしております。

答（学校経営） 231 ページの学校保健体育事業のストレスチェック業務委託料の減額理由でございますが、こちらにつきましては、ストレスチェックのメニューの中で臨床心理士面談というものがありますが、こちらのほう、今年度の実績に合わせて人数を減らしていることと、あと、学校の教職員の管理職向けの組織結果説明セミナーというものがありますが、こちらのほう特に学校のほうから希望がないということで、こちらのほうも約10万円削減した結果、減額となっております。

問（13） ストレスチェックの業務委託料で臨床心理士の面談の実績に合わせてってということなんですけど、それで減額したってことなんですけど、臨床心理士による面談ってこれすごく重要なんですよ。やっぱり今、心の病で学校の先生休んじゃったりとかいろいろあるもんですから、そういう意味で本来すごく、逆に言ったら面談受けて、なるべく多くの方に少しでも異常を感じたら受けていただきたいんですけど、実績がどれぐらい今まであって、今回の計上をどのように見積もったのか具体的にちょっと教えていただきたいなっていうところと。

あと、先ほど御答弁があった小池グラウンドの管理運営委託料ということで、これ小池町の町内会が小池町のグラウンドを管理運営していただくのはいいんですけど、そうなるここは市民の利用ができるっていうことなんでしょうか、どうなんでしょうか。そのあたりも教えていただきたいと思っております。

それから、次ページにいきます。232 ページ、233 ページの同じ款項目の高浜芳川緑地多目的広場管理運営委託料、こちらのほうが金額がすごくこ

れ減ってるのかな。ちょっとこの増減の理由についてお聞かせいただきたいのと。

その下の学校開放事業の業務委託料ということで、これ学校開放事業だけ先ほど別で多分委託ってということで抜き出されてると思うんですけど、この委託先とそれから委託理由。それから、これ令和5年度の総務省の実績を見ると、費用が約380万9,897円、約380万円なんですよね、費用としてかかっているのが。これを見ると480万円なので100万円も多いってということで、この100万円多いのはなぜなんだろうなっていうところで、そこについてもお聞かせいただきたいと思います。

それからその下のスポーツ行事運營業務委託料、こちらについても、多分先ほどおっしゃってたシティマラソンとかスポーツ行事って言われたんですけど、これ令和5年度が市町村対抗駅伝選考会とか市町村対抗駅伝大会、市民スポーツ大会取りまとめ、市民駅伝大会、それから高浜シティマラソン、こちらがいわゆる事業費が354万7,609円って出てるんですね。ところがこれ予算として763万円ということですからごく高額なんですよね。ここの部分についてもなぜこんな高額な委託料になるのか理由を教えてくださいなと思っております。

答（学校経営） まず231ページの学校保健体育事業のストレスチェック業務委託料でございます。こちらの先ほど臨床心理士の面談は大切だという御意見をいただきました。こちらのほうは、昨年度10人分の面談費用を見込んでおったんですが、令和6年度につきましては6人分の費用を見込んでおります。言われるとおり、こういった面談、状況に応じては大変必要なものであると思いますので、受けていただけるように働きかけていきたいと思っております。

答（文化スポーツ） 予算書の233ページ、生涯スポーツ推進事業のうち、まず小池グラウンドの件でございますが、市民の利用ができるかということでございますが、これは事前に利用したいということを経れば町内会のほうにおっしゃっていただければ、できるという形になっております。

それから2点目の高浜芳川緑地多目的広場の委託料が令和5年度と比べて18万3,000円増となっておりますが、こちらの理由も先ほど地域交流施設の業務委託料でお答えした理由と同じでございますが、これまで管理運営に係る直接経費については計上されておりましたけれども、いわゆる管理費の一般管理費の要素が今までなかったと。それを配分したということでございます。

それから、続いて学校施設開放業務委託料でございますが、この委託先ということで、NPO法人たかはまスポーツクラブを予定しております。その理由ということでございますが、この学校施設の開放というのは、学校の運動場、それから学校の体育館、中学校については柔剣道場といったような施設について市民の皆様の利用に供するというものでございますが、まず、スポーツ施設、例えば市立グラウンドですとか武道館、その指定管理をたかはまスポーツクラブが行っております。

利用者の方からしますと、例えばグラウンドを使いたい、あるいは屋内の運動施設を使いたいといったときに窓口が別々になってしまうということになりますと利便性に欠けるといったこと。そして、NPO法人たかはまスポーツクラブは、これは指定管理者の指定の御議決をいただいた質疑の中でも申し上げましたけれども、スポーツの様々な専門的知識、技能、経験を有する住民で構成された団体というところで、そちらのほうにお任せすることが効果的であるということをお断りしております。

それから費用についての御質問いただきました。内閣府のNPO法人ポータルサイトのほうを御覧いただきますと、NPO法人の事業の報告ということでホームページで公表されております。先ほど13番議員が触れられました令和5年度の学校開放の実績額が380万円ということでございましたが、こちらのほうは、いわゆる直接経費、学校開放の事業を行うに当たって、例えば管理人さんが鍵を開け閉めするだとか、そういった直接経費のみが書かれております。ただし、その学校施設の開放を行うに当たっては、主な内容としては鍵の開け閉めというところでございますが、管理人

さんの労務管理ですとか、そういうことを行うための管理経費が必要になりますので、直接経費に加えて管理経費のところを足した額を今回予算計上しているものでございます。

それから、最後にスポーツ行事の委託料ということでございますが、これもホームページに公表された額よりも大幅に増えているのではないかと、いう御質問でございました。こちらにつきましても、いわゆる実行委員会形式でこれまで開催してまいりましたが、直接的な経費のみが記載をされているということで、同じ理由でございませけれども、管理費等の経費ですとか企画する人件費、そういった部分も計上して、今回、令和6年度の予算として計上させていただいたものでございます。

問（13） いや、これ、ごまかさないでください。直接経費だけじゃないんですよ、これ載ってるのは。事務給与とか、その他の経費もろもろ全部載って、先ほど私申し上げた金額なんで、それも入れてですよ。スポーツ行事運営業務委託料が約倍なんですかね、倍以上なんですよ。倍以上委託料をつけてるっていうところは本当に信じられないんですけど。ということで、私は本当にここ今の説明だと私分かりません。

それから、今、スポーツ行事運営業務委託料、これ一括で全て同じところに委託をするっていうことになりますかね。今までどおり、たかはまスポーツクラブさんに委託をするってことになるのと、例えばマラソンとかそういうものに関しては市の関与が全くなくなるんですけど、そういう形になるっていうことになるんでしょうか。そこのあたりもしっかりお答えいただきたいと思います。

答（文化スポーツ） まず1点目のスポーツ行事委託の経費の関係でございませが、この内閣府のホームページに載っている情報を拝見いたしますと、事業報告というところで、今議員がおっしゃいました費用ということで支出が340万円ほどの額が載っておりますが、これはいわゆる実行委員会の事業費ということでございませるので、例えばその実行委員会として開催するに当たっていろいろ資料を準備したりだとか、マラソン大会とかを

開催するのであれば、いろんなどころの各種調整ということで人が動いて働きます。そういった経費についてはこの 354 万円の中には入っておりません。

管理費については、ホームページに載っているということでございますが、それは活動計算書というものがホームページで公開されておりますが、その中身を御覧いただきますと、事業費は事業費として区別されている、そして、管理費、今申し上げた、例えば人件費として動く部分が載っているということでございます。

それから、どこに委託するのかというところで、こちらについては御質問の中で触れていただきましたとおり、たかはまスポーツクラブへの委託を予定しておりますけれども、様々なスポーツ団体、スポーツの関係者と連携しながら開催していくということで、高浜市スポーツ団体の核となるたかはまスポーツクラブにお願いするというところでございますが、例えばマラソンの開催ということであれば、警察との協議ですとか、そういうこともございますので市と共催していくような部分がございます。いろんな大会の準備、それから、当日の運営というところは、たかはまスポーツクラブを中心とした実行委員会形式で皆様の御協力をいただきながら開催していくということですが、市としても必要な部分については、開催のところには側面的に関わっていくという考えでございます。

問（13） だから実行委員会形式で補助金として出すなら私は問題ないと思うんですね。だけど、これ業務委託料として出されるっていうことは、今の話でいくと市の職員も入ってやるってなると、これ偽装請負になりかねないとは私は思ってるんですよ。だからこそすごくこれ一番問題視しているか、すごく考えなきゃいけないところで、そういったところもしっかり庁内で議論して、こういう出し方でいいのかどういふふう運営していくのか、そうやって運営していくのであればどういふ予算の計上の仕方、運営の仕方をするのが適切なのかっていうところを一番考えなきゃいけないところだと思うんですね。今回、別にしていただいたというところは評価す

るんですけど。

それから金額に関しましても、やはり、これ今言ったことを聞いても高額です、あまりにも。あまりにも高額です。もっと説明のつくような予算計上をお願いしたいなと思います。

それから、その下の高浜市スポーツ協会の補助金に関しまして、こちらの補助金の目的、それからこちらの活動の成果等についてお知らせください。

答（文化スポーツ） スポーツ行事の委託については、仕事としてお願いをしていくということでございますので、繰り返しになりますが、たかまスポーツクラブのほうが行っていくわけでございますけれども、どうしても、先ほども一例で申し上げましたが、市のほうも関わらないとできないという部分がございますので、そういった意味で関わるということですが、どういったことを仕事としてお願いしていくかというところについては仕様書のほうで定めてまいりますのでそれにのっとり業務を担っていただくということでございます。

それから、スポーツ協会の補助金についてでございますけれども、こちらについては、スポーツ協会に加盟している団体の活動振興費ということで、例えば、何かの資格を取られるようなことに充てていただくとか、それぞれの加盟団体の活動に充てていただくというような意味合いでの補助金でございます。

問（13） 今の答弁でいくと、仕様書をつくってこの部分を委託します、ここの部分を委託しますって言ったとしても、例えばマラソン大会であれば、いろんなところが一貫して行っていくし、いろんなトラブルだって起こると思うんですよ。そうなった場合に、やはり実行委員会形式にして委託ではない状況で計上するか。それか委託だったらもう全部そこに任せるしかないんですからね。それじゃないと私はできないと思うんですよ。そのあたりを・・・。

委員長 倉田委員に申し上げます。倉田委員、聞いてください。

委託と補助金、御理解されて質問をされていますか。

答（13） してますよ。してるから聞いてるんで。

委員長 その辺しっかりと区分けして質問してください。

問（13） そのあたりを違法性のないように運営できるということによろしいですか。最後そこだけお願いします。

答（文化スポーツ） 一般的に補助金ということになりますと、団体の主体性というのは、そのそちらの団体のほうが担っていただいて公益性があるものとして補助していくというようなことになりますけれども、何度も繰り返しになりますが、全て任せるということじゃなくてどこを任せていくかというところは範囲を定めてまいります。

その上で、それぞれの立場でお互いに協力しながら、市のスポーツ行事ということ振興というのを盛り上げていくということでございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、10款の質疑を打ち切ります。

暫時、休憩いたします。

休憩 午後2時31分

再開 午後2時40分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

11款 災害復旧費

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、11 款の質疑を打ち切ります。

12 款 公債費

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、12 款の質疑を打ち切ります。

13 款 諸支出金

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、13 款の質疑を打ち切ります。

14 款 予備費

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、14 款の質疑を打ち切ります。

以上で歳出についての質疑を打ち切ります。

議案第 24 号 令和 6 年度高浜市一般会計予算の歳入歳出全体につきまして、質疑漏れはありませんか。

問 (13) 2 点これまでの答弁とか確認によってちょっと戻っちゃう形になるのでここで質問させていただくんですけど、小学校、中学校、賄い費のほうが出ていなかったっていうことで、そうなるとこっちの歳入もちょっと給食費で保護者の負担金というのがここに入らないとなると、公会計は来年度からは行わないっていうことになるんでしょうか、どうなんですか。そこの確認が 1 点目と。

もう一点なんですけど、先ほどのスポーツ行事運営業務委託料の中に多分、駅伝大会とかシティマラソンが入ってくるっていう話なのかなと思いますが、その場合に参加者の参加費ってというのがどこに上がってきてるのかよく分からないのでそこを教えてください。

答 (学校経営) 学校給食会計の公会計化につきましては、現在準備を進めているところでございますが、来年度からはまだ実施はいたしません。

答 (文化スポーツ) スポーツ行事の委託ということで、マラソンの参加料がないではないかということでございますが、これは参加料の徴収ですか協賛金も集めるところは、受託者が行うということでございます。

今回の予算については、参加料と、全体の事業費としてどれぐらいかかるかっていうのを算定した上で、参加料収入が見込まれる分を差し引いた上で市費負担として予算計上したものでございます。

問 (13) 参加するのにいろいろ協賛金とか参加料が入ってくるっていう感じでそれは幾らになってるんでしょうか。

答 (文化スポーツ) この予算編成段階での見積りといたしましては、シティマラソン参加料が 170 万円、それから協賛金として 145 万円ということで算定をしております。

問 (13) 先ほどから委託でと言ってるのに、ちょっと歳入で計上されないっていうそちらの理由がよく分からないのでお教えてください。

答 (文化スポーツ) この予算が御可決いただけましたら契約手続をして

いくということですが、先ほど来からどの部分を仕事としてお願いするのかというのを仕様書の中で定めていくということを申し上げております。この参加費の徴収とか協賛金を集めるといったようなところについても、仕事としてお願いしていくということですが。

問（13）　そういうことではなくて、さっき言った協賛金と参加費を委託で、だから今後その仕様書を作るっていうのが不思議で仕様書をつくらした上での計上だと思んですけど、今から作るのにどの部分っていうのは今までと多分変わってくると思うんですけど、今までと。全体の経費を出すわけじゃないので。なので、なぜこの金額が出てくるのかも不思議だし、それが委託でやってるのに、歳入で入っていない理由、歳入で入れない理由についてお聞きしてるので、ちょっとごめんなさい、質問の趣旨っていうか、お答えがちょっと私の質問した内容とは違うのでお願いします。

答（文化スポーツ）　仕様書をつくってないんじゃないかということですが、先ほど申し上げたのは、御可決いただけましたら契約手続を進めていくということで申し上げたのであって、当然この予算見積りに当たってはどういうことをお願いするのというところで費用を見積りしていただく上での仕様書の案というものがございしますが、それに基づいて積算をしているというところですが、そして、歳入に入れない理由については先ほど申し上げたとおりでございます。

問（13）　先ほど申し上げたっていうのがよく意味が分からないので分かりやすくお願いします。

答（文化スポーツ）　参加料の徴収や協賛金を集めるといったことも仕事としてお願いし、それを充ててスポーツ行事全体を運営していただくということをお願いするというものでございます。

委員長　ほかに。

質　疑　な　し

委員長 ほかに質疑もないようですので、以上で議案第 24 号の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 46 分

再開 午後 2 時 50 分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 《特別会計》

委員長 特別会計及び企業会計につきましては議案ごとに、特別会計にあたっては歳入歳出一括にて、企業会計にあたっては収入支出一括にて質疑を行ってまいりますので、質疑漏れのないようによろしくお願いいたします。

#### 議案第 25 号 令和 6 年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算

##### 〈歳入歳出一括質疑〉

委員長 質疑を行います。

問（12） 予算書 276 ページの 2 款 1 項 1 目、保険給付費等交付金について、資料要求の資料 14 には、加入世帯数については 4,749 世帯、短期保険者証発行世帯数は 331 世帯となっておりまして、加入世帯全体の 7% となっております。協会けんぽのように半額事業所負担を行うことによって負担を下げるといったことを国保でも行い、国保税を引下げて、それによって短期保険者証の発行数を減少させる、そのために県に対して補助金の増額を求めるといったお考えはありませんでしょうか。

答（市民窓口） 今、12 番議員のほうのほうに補助金を求めていくか

どうかという御質問ですけども、一応これ、国の制度に基づいてやってございますので、その枠組みに従って粛々と進めてまいりたいと考えております。

問（13） まず歳入のほうとして、278 ページ、279 ページ、4 款 2 項 1 目の支払準備基金繰入金についてお伺いいたします。

これ前年と比較して約 8,380 万円増加しているということで、要因と基金残高、それから税率改正、こちらも視野に入ってるかどうか、このあたりの御答弁をお願いいたします。

答（市民窓口） 278 ページ、支払準備基金のところが前年度と比べて 8,380 万 2,000 円増というところで、この主な要因は 3 月補正でもお願いをさせていただきましたが、税金が今回、1 款 1 項 1 目のところで 4,100 万円ほど減額となっております。こちらが大きな要因でございます。

税率改正というところがございますけども、近い将来は必要になってくるんだろうなと、いつかというのはまだ見えてきませんけども、近い将来、そういったことを検討していかないかなというふうに思っております。

あとこの当初予算の御可決いただいた後の支払準備基金の残高でございますが、1 億 2,201 万 9,462 円という形になります。

問（13） 歳出についてお聞きいたします。

282 ページ、283 ページの 1 款 1 項 1 目 3、国保推進事業の保険医療窓口業務委託料。こちらは委託ということなので、総合サービスに随意契約なのかどうか、人数についても教えてください。

それから、4、被保険者証更新事業について、これ約 4 倍近く増えているんですけど、特に通信運搬費が 5 倍近く増えている。それから、被保険者証封入封かん業務委託料も約 5 倍に増えているものですから、こちらについての御説明もあわせてお願いいたします。

答（市民窓口） まず、事業でいきますと国保推進事業の保険医療窓口業務委託料でございます。議員おっしゃるとおり高浜市総合サービスに委託をさせていただきます。人数につきましては前回も申し上げたとおり、請

負契約でございますので、こちらから人数の指定というのはございません。

続きまして、被保険者証更新事業の中の通信運搬費が増となっております原因ですが、健康保険証の一斉更新の年に当たりますので、こういったところの通信運搬費が増というところでございます。あわせて委託料の被保険者証封入封かん業務委託でございますが、これも被保険者証の一斉更新等に伴って作業が増えるということでございます。

問（13） 9月に保険証の廃止になるって国は一生懸命言ってるんですけど、それに伴う証明書の発行とか、いろいろそのあたりはまだ予算計上されていない状況なんでしょうか、そのあたりの状況と。あと先ほど総合サービスっていうことで一者随契なのかなと思いますのでその確認と、それから理由についてもあわせてお願いします。

答（市民窓口） まず通信運搬費のほうから申し上げますと、先ほどの一斉更新とマイナ保険証のPR等々の業務も発生してまいりますので、そういったもので増しておるというところでございます。

窓口業務委託につきましては、自治法施行令第167条の2ところでお願いをさせていただいております。

問（13） 2の何号かっていうところが大事であって何号かなというところと。

あと一斉更新ってということなんですけど、今ずっと国が一生懸命、マイナンバーと保険証のひもづけっていう話をずっとされてるんですけど、これ資格証明書に代わるものとしてってということなのか更新なのか、どうということなんですかね、ちょっとそのあたりがよく分からないので教えていただきたいです。

答（市民窓口） まず、自治法施行令のところは2号でお願いしております。性質または目的が競争入札に適さないものというものでございます。

先ほどのところでございますが、保険証の一斉更新っていうのは当然、7月、8月にございます。そのあとに資格証明書というのは、12月2日までは今までの従前の保険証が使える、そこから廃止になります。新しく発

行されないのでは。資格証明書につきましてもそのあとの発行になってくるかなと思います。当然期限が切れるものがあれば、そこから有効期限、保険証が1年有効になりますので、そういったところでちょっと遅れてスタートしてくるかなと思います。

問（13） 資格証明書は、高浜としてはどうされるのかなってというのがよく今の答弁だと分からないのと、結局、現行の保険証は7月、8月とかに送られてくれば、そこから1年使えるっていう理解でいいんでしょうか。

答（市民窓口） 新たな保険証が一斉更新ということで送られますので、それを使っていただくことは可能でございます。

問（13） 284 ページ、285 ページの2款1項1目の一般被保険者療養給付費についてお聞きいたします。

今回、21億2,704万5,000円が計上されてる。12月にたしか1億2,900万円ほど増額補正をされていて、これ12月補正もあったってということで、令和5年度の当初予算と補正を足した額とその差額について教えていただきたいのと、それからこれ今回の21億円というのは、どのような積算を行って今回の予算計上になったかについても教えてください。

答（市民窓口） ページ284、285、2款1項1目一般被保険者療養給付費、21億2,704万5,000円でございます。議員の御質問のとおり、12月補正でこの部分については1億2,892万1,000円を増額し、合計を、24億6,477万7,000円といたしております。今回予算でお願いをさせていただくのが21億2,704万5,000円ということになりますので、そこをお願いしたいと思っております。

答（市民部） 今年度の予算が20億9,900万円余ということで、当初予算の段階では、2,825万円ほどプラスでそのまま計上させていただいております。その予算の積算根拠ということでは、まず1人当たりの給付額、年々1人当たりの金額が大きくなっておるものですから、その金額に被保険者数を掛けて求めておるという状況でございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第 25 号の質疑を打ち切ります。

議案第 26 号 令和 6 年度高浜市土地取得費特別会計予算

〈歳入歳出一括質疑〉

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第 26 号の質疑を打ち切ります。

議案第 27 号 令和 6 年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算

〈歳入歳出一括質疑〉

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第 27 号の質疑を打ち切ります。

議案第 28 号 令和 6 年度高浜市介護保険特別会計予算

〈歳入歳出一括質疑〉

委員長 質疑を行います。

問 (12) 資料要求の資料 11 によりますと、滞納者数が年度ごとに増加してきておりますけれども、これに関して今後どのように解消させていくの

かお聞かせいただきたいのと、もう一つ、340 ページ、3 款 2 項 1 目調整交付金に関して、この仕組みを詳しく教えていただけますでしょうか。

答（介護障がい） まず介護保険料の滞納の関係でございますが、対策といたしまして、初期滞納者への早期対応が重要と考えておりますので、具体的には 65 歳到達時の口座振替の勧奨、介護認定申請時における納付指導、初期滞納者を対象とした電話催告等を実施しておるところでございます。

調整交付金でございますが、国の負担のうち 5 % 相当分も市町村の努力では対応できない一号被保険者の格差の是正をするものということでございまして、令和 6 年度は 2.75% で見込んでおります。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第 28 号の質疑を打ち切ります。

議案第 29 号 令和 6 年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算

〈歳入歳出一括質疑〉

委員長 質疑を行います。

問（13） では予算書の 404、405 ページ、1 款 1 項 1 目の歳入についてお伺いしたいと思います。こちらの所得割の部分なんですけど、前年度と比較して所得割の税率、これ 11.13% と 1.56% 上がっております。均等割額も 53,438 円と前年比に比べると 4,040 円上がってるので、なぜこれ上がったのかについて御説明をお願いしたいと思います。

答（市民窓口） 保険料につきましては、令和 6 年、7 年で今、議員がおっしゃったように上がる予定でございます。その上がる算定の考え方を示しておりますのが愛知県後期高齢者医療広域連合において、保険料算定の

考え方というのがあります。まず、基準数値といたしまして、被保険者数の伸び率、そして医療費の総額、1人当たりの医療費の伸び率、医療給付費の総額、1人当たり医療費の伸び率等を用いております。その上で、令和6年度及び令和7年度に費用として必要な医療給付費やその他費用を見込額から、国、県、市町村が負担する公費負担分として約5割と若年世代からの後期高齢者支援金として約4割を差し引いたものが今回の保険料として徴収する課税総額となります。それを所得割総額と被保険者均等割総額に按分して保険料を算出しております。ちなみに所得割につきましては56%、均等割につきましては44%となります。

また、出産育児一時金を全世代で支え合う仕組みの導入について、全世代型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律において、令和6年4月から子育てを社会全体で支援する観点から、後期高齢者医療制度が出産育児一時金に要する費用の一部を支援する仕組みが導入されるということも含めております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第29号の質疑を打ち切ります。

《企業会計》

議案第30号 令和6年度高浜市水道事業会計予算

〈収入支出一括質疑〉

委員長 質疑を行います。

問(14) それでは、高浜市水道事業会計予算書5ページ、1日平均給水量は1万4,055立方メートルとありますが、今年の1日最大給水量は、何

立方メートルだったのかお答えください。また、有収率は何%を見込んでいるのかお答えください。

答（上下水道） 初めに令和5年度の1日最大給水量につきましては、7月27日に1万5,459立米となっております。有収率につきましては、県内の平均が92.9%となっておりますので、高浜市としましては、94%を予算ベースで積算をしておりますが、委員御承知のとおり、昨年度の有収率は98.07%と県内で2番目の数字でありましたが、予算としましては94%で積算させていただいております。

問（14） 今お話がありましたように、有収率を維持するというのは非常に大変な話です。私も以前水道やってましたので分かってますけれども、うちのときは90%でしたけれども、今は耐震化に変えたりなんかいろんなことやってますので有収率がかなり高い、その分非常に努力していることは僕は評価させていただきますので、ぜひ、この有収率をできるだけ高く維持していただいて、少しでも現行料金も長くやっていただいて、市民の負託に応えていただきたいと思います。

問（13） ちょっとこれよく分からないんですけど、現在の水道管の耐震化率と来年度の目指す耐震化率をお願いしたいんですが。

答（上下水道） 令和4年度末の状況で耐震化率のほうを説明させていただくと、約31%となっております。耐震化率は、令和6年度ですけども、先ほど黒川委員からありましたが、下水道の工事に伴い、管路の更新だとか経年管路の更新等をやっていきますが、ここ数年の平均でいきますと、大体2%程度は更新しておりますので、実績としてはそれぐらいの内容となっております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第30号の質疑を打ち切りま

す。

## 議案第 31 号 令和 6 年度高浜市下水道事業会計予算

〈収入支出一括質疑〉

委員長 質疑を行います。

問（８） 令和 6 年度高浜市下水道事業当初予算の議案説明にて、大清水第 1 排水区の雨水排水ポンプ附帯工事を実施するとの説明がありました。大清水第 1 排水区での雨水ポンプの工事計画についてお聞かせください。

答（上下水道） 大清水第 1 排水区の雨水ポンプ工事は、令和 6 年度予算におきましては、ゲートポンプを据え付ける場所となる躯体構造物を整備いたします。その後、ゲートポンプの整備を予定しております。

問（12） 資料要求の資料 16 の表を見ますと、平成 30 年 3 月 30 日までに供用開始されたところの接続率は 86.5%で、6 年になろうとしている現在 13.5%がまだ未接続、そして 5 年になろうとしている平成 31 年 3 月 29 日供用開始の接続率は 75.3%で、24.7%が未接続という状況です。この未接続の家庭は経済的に困難であることが大きな原因ではないかと思われませんが、今後の対応についてお願いします。

答（上下水道） 下水への接続につきましては費用がかかりますので、高浜市としましては、接続を促す対策としまして、水洗便所改造融資あっせん制度がございますので、そちらのほうで対応していきたいと考えております。

問（12） 年金生活の家庭とかでは、金融機関から融資を受けようとしてもなかなか難しいかと思えます。融資を受けられない状態だと接続率が結局 100%にならない状況ですので、そうした家庭に対しては利子の部分を助成するのではなくて、助成額を増やすことが必要であるかと思えますが、そういう考えはありませんでしょうか。

答（上下水道） 各家庭の状況によって、当然接続する時期は難しいかと

と思いますが、市としましては、借入れをしていただく際の利息については補填させていただくという今の現行の制度を継続していきたいと考えております。

問（13） 下水道事業において、国が令和８年度までがたしか補助金とか給付とか、そういう国からの下りてくるお金はもう８年度いっぱいですよってということで、それ以降になると単費でやらないといけなくなっちゃうのかなと思うんですけど、それを考えると高浜市として、その補助金の絡みで、どのように考えていて、それからどのような今後の見通しを持ってみえるのかっていうのと、それが来年度のもし予算にどっか反映されていればまたこれ教えて下さい。

答（上下水道） 今おっしゃられたのは下水道１０年概成ということで、令和８年度末までにと国の方針があるのは事実です。高浜市としましては、補助金を有効活用する意味で、令和８年度までの事業につきましては面積を拡大していく予定をしておりますが、令和９年度以降につきましては、まだ国の方針も決まっておきませんので、そこら辺を注視しながら、補助金を要請し、９年度以降についても国の補助を有効的に活用できるよう要望していきたいと思っております。

問（13） 今の御答弁でいくと、私の理解だと８年度までしか出さないから早くやりなさいってことだと思うんですけど、９年度以降は私は出ないんじゃないのかなと思ってるんですけど、そのあたりは出る可能性があるんですか、今の御答弁でいくと。ちょっとそのあたりが分からないんですけど、そうすると多分高浜って多分８年度末までには終わらないと思うので、そのあたりはどのように考えているのかな。

答（都市政策部） 先ほどリーダー申し上げたように、当初、下水道概成１０年というのを国が示しました。一つの目安として１０年間で下水道整備をするという国の考え方でそこにしっかりと交付金を充当するという流れでスタートしている。高浜市も令和８年を目途に整備を拡大していくと。その後というのは、今の時点で８年以降は出しませんということの話も再

度ございませんので、継続して御支援いただけるような要望活動を重ねながら、しっかりと下水道整備してまいりたいと考えております。

意（13） ちょっと最近そういう国の方針が出たって聞いたんですけど、そちらとしてはそういう理解ではないってということなんですね。あくまでもこれは私の情報なんで確実ではないので、今の情報が正しいってことですね。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第 31 号の質疑を打ち切ります。

特別会計及び企業会計につきまして質疑漏れはありませんか。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、以上で質疑を終了いたします。

以上で質疑は全部終了いたしました。

《採 決》

議案第 24 号 令和 6 年度高浜市一般会計予算

挙手多数により原案可決

議案第 25 号 令和 6 年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算

挙手多数により原案可決

議案第 26 号 令和 6 年度高浜市土地取得費特別会計予算

挙手全員により原案可決

議案第 27 号 令和 6 年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算

挙手全員により原案可決

議案第 28 号 令和 6 年度高浜市介護保険特別会計予算

挙手多数により原案可決

議案第 29 号 令和 6 年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算

挙手多数により原案可決

議案第 30 号 令和 6 年度高浜市水道事業会計予算

挙手多数により原案可決

議案第 31 号 令和 6 年度高浜市下水道事業会計予算

挙手多数により原案可決

委員長 以上で、予算特別委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

本委員会の審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願いたいと思いますが御異議ございませんか。

「異議なし」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

市長挨拶

委員長 以上をもって予算特別委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

閉会 午後 3 時 22 分

予算特別委員会委員長

予算特別委員会副委員長